

予算審査特別委員会

平成14年3月 8日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

小 野 隆 雄

委 員 長

山 本 直 子

副 委 員 長

里 川 宣志子

出 席 委 員

松 田 正

里 川 宣志子

萬里川 美代子

喜 多 郁 子

浅 井 正 八

吉 川 勝 義

理 事 者 出 席

町長

小 城 利 重

助役

芳 村 是

収入役

中 野 秀 樹

教育長

栗 本 裕 美

総務部長

植 村 哲 男

総務課長

西 本 喜 一

総務課参事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

池 田 善 紀

企画財政課参事

野 口 英 治

税務課長

植 嶋 滋 継

住民生活部長

中 井 克 己

福祉課長

浦 口 隆

健康推進課長

西 田 哲 也

環境対策課長

清 水 孝 悦

住民課長

阪 野 輝 男

都市建設部長

鍵 田 徳 光

建設課長

堤 和 雄

観光産業課長

杉 本 正 二

都市整備課長

藤 本 宗 司

教委総務課長

清 水 建 也

生涯学習課長

水 田 美 文

上下水道部長

辻 善 次

上水道課長

御宮知 恒 夫

下水道課長

田 口 好 夫

監査委員書記

藤 原 伸 宏

議会議務局職員

議会議務局長

小野 美枝子

係長

上 埜 幸 弘

(午前9時00分 再開)

○山本委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、予算審査特別委員会でございます。

本日は、第9款 教育費についての審査から始めさせていただきたいと思います。

それでは、教育費についての説明を求めます。

教育長。

○栗本教育長 おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

教育費についてご説明を申し上げたいと思います。予算書154ページから190ページまででございます。

教育に係ます方針につきましては、町長が施政方針でご説明申し上げていただいておりますので、その目標を達成すべく教育予算の編成を果たしております。その概要についてご説明を申し上げまして、ご理解を賜りたいと思います。

平成14年度の教育予算は、全体で9億5,005万7,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、2,606万5,000円の増となっております。そのうちの教育総務費及び学校関係に係ります予算の概要を、予算書によって説明を申し上げたいと思います。

説明不足の面については、予算の概要等もご参照いただきたいというふうに思っています。

まず、154ページでございますが、教育委員会費でございます。前年度と同額の200万6,000円を計上いたしております。町教育行政を担う教育委員会の役割は、ますますその重要性を増してきております。そのため、より一層その施策に創意工夫を凝らし、同時に、体質の改善や効率化について努力を続けてまいりたいと思います。また、住民の期待にこたえる教育行政を展開していくことが重要であるというふうに考えております。そうした中で、教育委員会を月1回定例的に開催いたしまして、また委員みずからの資質の向上と教育委員会が一層の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、第2目 義務教育費でございますが、9,613万4,000円を計上いたしております。前年度より272万9,000円の減となっております。初めに報酬でございますが、251万4,000円を計上いたしました。学校教育の充実を図りますために、学校教育指導主事の配置を本年度も引き続き、行ってまいりたいと思っております。その

経費が主なものでございます。

次に、155ページの賃金でございます。2,279万2,000円を計上いたしました。本来、教員の配置はその配置基準によりまして、県の教育委員会より配置されるものでございますが、どうしても不足いたします教科補充や、あるいは障害児教育の充実、また人権教育推進などの町費負担講師を配置いたしております。また、新たに本年度より公立学校社会人活用事業、いわゆる学校いきいきプランが実施されますことから、実社会での豊富な経験を有する民間人を学校に活用いたしまして、学校教育の活性化を図るもので、それに伴います指導員2名の賃金を計上いたしております。

次に、156ページでございます。

委託費でございますが、183万4,000円を計上いたしております。教職員の定期健康診断及び成人病健診を実施いたしまして、教職員の健康管理、健康指導に要する費用が主なものでございます。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、118万9,000円を計上いたしております。この中では中学校夜間学級設置負担金ですが、中学校の学齢を超えている者で、中学校を卒業していない者のうち、特に向学心旺盛な者が希望し、夜間学級に就学した場合、その経費を負担するものでございます。

次に、157ページでございます。第3目の私立学校振興費でございます。830万円を計上いたしております。私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、本年度も引き続き実施し、保護者の負担軽減に努めまして、幼稚園の就園の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、第4目の外国青年招致事業費でございますが、421万1,000円を計上いたしました。国際化時代の教育の推進を図りますため、引き続き外国青年招致事業を行いまして、国際理解教育の充実に努めてまいりたいと考えております。英語指導助手を中学校に派遣しますとともに、幼稚園、小学校にも派遣いたしまして、外国の方やゲームを通じて、小さいころから異文化に対する興味関心を高めてまいりたいというふうに考えております。

次に、第5目、158ページでございます。スクールカウンセラー事業費でございます。42万円を計上いたしております。生徒が悩みを話せ、またストレスを和らげることによりまして、心のゆとりを持てるように、心の教室相談員を斑鳩南中学校に配置いたす考えでございます。その相談員の謝金を計上しております。前年度より363万

1,000円の減額となっておりますが、その主なものにつきましては、緊急地域雇用特別交付金事業といたしまして、奈良県からの委託を受けまして、11年度より、ふれあいフレンド事業を配置いたしておりましたが、13年度で事業が終了いたしましたことに伴い、減額となっております。また、臨床心理士におきますスクールカウンセラーにおきましても、県からの派遣により実施することとなっておりますので、本年度も斑鳩中学校に配置してまいりたいと考えております。

次に、159ページでございます。第2項の小学校費でございます。第1目の学校管理費でございますが、1億3,314万円を計上いたしました。前年度より449万7,000円の増となっております。まず、需要費3,251万3,000円を計上いたしました。3小学校におきます学校管理上、ぜひ必要な事務用品、学校管理用消耗品及び修繕費、光熱水費等が主なものでございます。

次に、160ページの委託料でございます。902万1,000円を計上いたしました。この費用は施設の警備保障の委託、消火設備等の点検委託料が主なものでございます。また、前年度に東小学校で学校用務員を試験的に業務委託いたしましたけれども、本年度も引き続き、勤務時間を延長し、業務委託をするものでございます。あわせまして、西小学校の用務員1名退職に伴います業務委託をしていきたいというふうに考えております。

次に、工事請負費でございますが、1,890万円を計上いたしております。斑鳩東小学校の体育館の床の補修、平成13年度から3カ年計画で実施しております各学校のトイレ改修工事や、子供が安心して遊べるように、遊具の改修工事を予定しております。また、斑鳩小学校の経年によります老朽化をいたしております校舎の安全対策といたしまして、壁面の改修工事を行いまして、より快適な教育環境の充実を図るよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、161ページの負担金補助及び交付金でございますが、126万1,000円を計上いたしております。教職員は幅広い人間性、教職に必要とされる実践的指導力の基盤を画一的に取得させることが重要でございます。そのため、より深い学識を備えた専門職として、資質の向上を図りますために、教職員研修を計画いたしております。また、人権教育の推進を学校教育の重要な柱でありますことから、教職員の研修は必要不可欠なものであると考えておりまして、この研修費用等に要します48万円を計上したのが主なものでございます。

次に、教育振興費でございます。3,315万6,000円を計上いたしました。前年度より693万2,000円の増となっております。増の主なものは新しい学習指導要領が全面実施されまして、それに伴います指導書の購入が主なものでございます。初めに需要費でございますが、1,045万5,000円を計上いたしました。ただいま申し上げましたように、小学校で使用いたします教科書が改訂されますため、先生が使用する教科書及び指導書を購入するための費用や教科用消耗品の購入、また教材の修繕に要する経費でございます。

次に、使用料及び賃借料でございます。1,008万8,000円を計上いたしました。主なものにつきましては、コンピュータ機器のリース料でございます。

次に、162ページでございます。備品購入費で94万8,000円を計上いたしております。教科用備品や障害児教育の充実を図りますために必要な備品購入費でございます。

次に、負担金補助及び交付金の207万2,000円を計上いたしました。昨年度に引き続き、文化活動、クラブ活動に助成を行いますとともに、平成14年度より実施されます学習指導要領で新設されました総合的な学習の時間の学習の内容や指導方法の研究のために助成を行うことといたしております。

次に、扶助費でございます。836万8,000円を計上いたしております。義務教育の円滑な充実を図るために、経済的理由によって、就学困難な児童の保護者に対しまして、本年度も就学援助を実施してまいりたいと考えております。

次に、第3目 保健体育費でございます。2,984万7,000円を計上いたしました。前年度より197万円の減となっております。まず、賃金626万3,000円を計上いたしました。臨時昼食調理員6人に対する賃金でございます。

次に、報酬費326万1,000円を計上いたしました。これは学校医及び学校薬剤師さんの報酬でございます。

次に、163ページでございます。工事請負費270万円を計上いたしました。斑鳩西小学校のプールのろ過機から水槽までの配水管の漏水が生じたために、配水管の改修工事をするものでございます。また、東小学校の給食室のシャッターが不良のため、改修工事を行うものでございます。次に、負担金補助及び交付金670万円を計上いたしました。学校給食の振興充実を図ることを目的として、給食に対する補助を行い、保護者の負担軽減を行う給食補助金が主なものでございます。

次に、164ページでございます。中学校費についてでございます。第1目 学校管理費でございます。8,993万3,000円を計上いたしました。前年度より1,109万5,000円の増となっております。初めに賃金でございます。賃金につきましては589万6,000円を計上いたしました。本年度も両中学校の学校用務員2人、また事務職員2人について臨時職員として雇用するための費用でございます。

次に、166ページの工事請負費でございます。1,130万円を計上いたしております。小学校と同様、中学校においてもトイレの改修工事を行うことといたしております。また、両中学校の浄化槽の改修工事、斑鳩南中学校校舎の壁面改修工事を行い、学校環境の整備を行うことといたしております。

次に、167ページ、第2目の教育振興費でございます。3,722万6,000円。前年度より352万8,000円の増となっております。増の主なものにつきましては、中学校の使用いたします教科書が小学校と同様改正されますことから、これに伴います教師用教科書及び指導書の購入に係る費用によるものでございます。

次に、使用料及び賃借料でございます。1,706万3,000円を計上いたしました。パソコン教室ほかのパソコンのリース料に係る費用が主なものでございます。また、校内LAN整備を行い、情報教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、360万7,000円を計上いたしました。学習指導要領の改定に伴います総合的な学習の時間の支援のため、小学校同様助成金を計上いたしております。

次に、第3目の保健体育費でございます。168ページでございます。2,199万1,000円を計上いたしました。598万3,000円の増となっておりますが、学校給食に係るものが主なものでございます。初めに賃金の408万円を計上いたしました。臨時給食調理員4人を雇用するための費用でございます。

次に、報酬費160万1,000円を計上いたしました。小学校同様学校医及び学校医等の委嘱に伴う費用でございます。

次に169ページ、負担金補助及び交付金でございますが、292万7,000円を計上いたしております。主なものは小学校同様給食補助金でございます。219万円を計上いたしております。

続きまして、170ページの幼稚園費でございます。第1目の幼稚園費でございますが、1億5,329万5,000円を計上いたしております。前年度より535万4,000

0円の減でございます。その主な内容は臨時講師が前年度6人でありましたが、3歳児の児童減によりまして、本年度4人の臨時講師となるための賃金の減が主なものでございます。初めに賃金1,108万5,000円を計上いたしております。これは先ほど申し上げましたように、臨時講師の4人分の賃金でございます。

次に、報酬費123万3,000円を計上いたしております。小・中学校同様、学校医の委嘱による経費でございます。

次に、171ページ、委託料でございますが、169万6,000円を計上いたしております。警備業務や消防設備の保守点検、また園児の健康診断に関する委託料でございます。

次に、使用料及び賃借料55万6,000円を計上いたしております。これは事務機等のリース料が主なものでございます。

次に、173ページでございます。社会教育の関係をご説明申し上げたいと思います。社会教育総務費でございますが、4,873万6,000円の計上をさせていただいております。

まず、報酬でございますが、440万9,000円の計上でございます。社会教育指導員、社会教育委員等の報酬でございます。社会教育を推進していく上で、専門的な助言と指導を行っていくこととし、各種の教養講座、教育相談、人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。特に今回は家庭教育の充実を図りますために、費用51万1,000円を計上いたしております。主に報酬費で、平成13年度で各幼稚園、小学校、中学校に組織化いたしました家庭教育学級におきます講師及び指導者の謝金と、地域に出向き行います地域家庭教育集会での講師謝金等として、30万円を計上いたしております。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、175ページでございます。267万6,000円の計上でございます。生涯学習の必要性、重要性を認識する中で、その活動の基盤の1つとなります子ども会、連絡協議会、社会教育関係団体への支援及び助成が主なものでございます。生涯学習の振興のために、その活動を期待するものでございます。

次に、175ページから178ページまででございます。公民館費で9,239万6,000円を計上いたしております。社会教育活動の拠点施設として、主催事業の積極的な開催、また実績、学習活動の推進援助をするとともに、公民館教室等を開催いたしま



して、学習機会の提供、充実に努めてまいりたいと考えております。また、本年4月から実施されます学校完全週5日制の導入を踏まえまして、青少年の地域活動、また生涯学習の拠点として、その機能が十分発揮できるように推進してまいりたいと考えております。まず、報酬でございますが、公民館長に係ります費用209万円でございます。

次に、報酬費で公民館教室及び教養講座の講師謝金といたしまして、399万1,000円を計上いたしております。

次に、需要費でございますが、1,342万7,000円の計上でございます。各公民館の光熱水費が主なものでございます。

次に、178ページ、工事請負でございます。1,700万円を計上させていただいております。これは公民館の空調設備機器及び屋上の防水工事に係ります費用でございます。

次に、178ページでございます。文化祭費でございますが、288万円を計上させていただいております。従前の文化祭を見直しまして、今回、斑鳩の里文化芸術祭と称しまして、文化振興財団との事業を統合いたしまして、広く文化芸術をとらえ、11月にいかるがホールで実施することといたしております。

次に、179ページでございます。文化財保存費でございます。3,309万1,000円を計上させていただいております。まず、賃金で1,111万2,000円を計上いたしております。主に町内遺跡の発掘調査、公共事業に伴います発掘調査の作業員の賃金でございます。

次に、史跡中宮寺跡の整備でございますが、国の追加指定を昨年受けましたことから、今後、保存整備基本構想を作成し、整備に向け、国、県と協議を進めてまいりたいと考えております。180ページにその基本構想のための委託料100万円を計上させていただいております。また、古文書保存整理事業といたしまして、西里安田邸にあります重要な文書等について、本庁に寄贈を受けるに当たりまして、表装など保存処理と整理を行うための費用80万円を委託料で、また県史跡の仏塚古墳の見学者への利便性を図りますために、周辺の整備事業といたしまして、1,048万円を計上させていただいております。なお、史跡藤ノ木古墳の整備についてでございますが、残ります1件の所有者の移転先における家屋の建築を鋭意進めているところでございまして、できるだけ早い時期に移転していただけるように努力しているところでございます。また、石室保存のための調査もあわせて行ってございまして、整備に向けた取り組みを積極的に推進して

まいりたいと考えております。

次に、青少年の野外活動センター費でございます。181ページでございます。145万6,000円の計上をいたしております。例年4月から9月までの3カ月の施設運営に要します費用で、警備委託料が主なものでございます。

次に、182ページ、図書館管理運営費でございますが、8,689万8,000円の計上をいたしております。平成9年開館以来、本年1月末現在の登録者数2万6,669人で、そのうち町内登録者数が1万4,659人でございます。登録率50.4%となっております。今後も引き続き、図書館運営の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。まず、賃金でございますが、1,433万7,000円でございます。館長及び臨時職員に係ります費用でございます。

次に、需要費でございますが、2,178万6,000円でございます。図書館利用者のニーズにこたえるべく蔵書の新鮮化、豊富化を図りますため、図書購入費が主なものでございます。本年度も引き続き当館に関する図書で一般に流通している書物を積極的に収集に努めてまいりたいと考えております。また、昨年に引き続きまして、利用者からの調査、相談、デファレンスに必要な参考図書の充実に力を入れていきたいと考えております。行事につきましては、平成13年度に好評を受けましたお話フェスティバルを斑鳩の里文化芸術の中で、継続実施するなど、子供の対象の行事を豊富に展開していきたいと考えております。

次に、委託料2,234万4,000円でございますが、図書館施設管理委託といたしまして、いかるがホールと図書館費用を面積半分いたしました。算出された費用1,526万9,000円が主なものでございます。

次に、185ページでございます。保健体育費でございます。3,029万1,000円を計上いたしております。生涯スポーツの推進を図りますために、各種のスポーツ教室の開催、競技大会の実施、またスポーツクラブの育成を行っていくことといたしております。本年度の体育協会に184万円、また斑鳩の里法隆寺マラソン三都健康走ろう会実行委員会に対しまして、300万円の補助金を助成してまいりたいと考えております。

次に、187ページの町民体育大会費でございます。115万4,000円を計上いたしております。そのうち、地区対抗綱引き大会につきましては、多くの地区の参加を得るため、今回から従来、町民体育大会の中で行っております綱引き競技を、地区対抗綱引き大会と位置づけ、本来の競技規則を基本として実施してまいりたいと考えておりま

す。また趣向を凝らしまして、多くの住民の方が参加し、楽しんでいただける大会にしてまいりたいと考えております。

次に、188ページでございます。県民運動場費でございますが、313万円を計上いたしております。天満グラウンド防球ネットの設置等の整備に係ります費用と、健民グラウンドの夜間照明に伴います光熱水費が主なものでございます。

次に、同じページでございますが、町民プールの運営費でございます。1,011万3,000円を計上いたしております。この町民プールの開館期間につきまして、住民のニーズにこたえますために、従来実施してまいりました7月10日オープンを7月1日に早めまして、運営を行ってまいりたいと考えております。その施設管理、運営業務委託料といたしまして、プールサイドの委託料とプールサイドの整備、及び光熱水費が主なものでございます。運営に当たりましては、事故防止に万全を期しまして、楽しいプールになりますよう運営をしてまいりたいと考えております。

次に、生涯スポーツ推進事業費でございます。189ページでございます。62万1,000円を計上いたしております。スポーツ教室の開催に伴います費用でございます。

次に、すこやか斑鳩スポーツセンター運営費でございますが、2,963万2,000円を計上いたしております。本町のスポーツ活動の拠点として、住民の健康、体力づくり、レクリエーション活動の場として、また町民相互の交流の場として、常に良好な状況で利用していただけるよう、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。今後も設備の充実を図りますために、トレーニング室の機器の充実のための費用258万4,000円を計上いたしております。

以上が教育に係ります予算の概要でございます。よろしくご審査いただきまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

○山本委員長 第9款 教育費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしたいと思います。

予算書の154ページから190ページまででございます。

松田委員。

○松田委員 1つ、お伺いしたいんですが、言いにくいんですけどね、とにかく学校関係ですけど、週5日制をめぐる問題なんですけど、予算内容がどうだこうだという意見にはならないんですけども、施政方針にしましても、あるいは議案説明にしましても、中心は完全週5日制に伴ってのゆとりある教育ということが強調されていますけ

れども、そのことについてはわからんことではないですけど、完全週5日制にすることによって、真にゆとりある教育になるんじゃないだろうかどうだろうか、その面について、いささか疑問に思います。そういうかけ声のために、それぞれ児童生徒が頼んで興味のある、例えばクラブ活動とは言いませんけど、一般質問にもありましたように、あるいはその面から言うても教空というのがありますけども、金管教室というか、そういうものが時間的制約で廃止をされてしまうというようなことが、こうして本当にゆとりのある教育になるんじゃないかと。あるいは子供たちの情操教育に役立つんじゃないだろうかどうだろうか。あるいは子供の特技、技能というものをそれぞれ個性に合わせたものについて、それを伸ばすことに役立てるんやろかどうやろか。いうと、どうもそういうことにはなっていないのと違うか。型にはめ過ぎて時間割表どおりにさせようということに教育委員会がきゅうきゅうとしているのと違うのかな。そういうことが1つの指針として示されて、その指針に合わせようということになってくると、せっかく学級その他がそろえられているのかかわらず、そういうものを使わんと。やめてしまうんやと。いうところにいつていることについて、皆さんの言うゆとりある教育というのは一体どういうことなんじゃないか。

そして今、学校なんかにおいて子供が1番学校へ行って楽しみにしているのは、私の印象ではクラブ活動やろうと思うんです。特に高校なんかでも、私事で申しわけないですけども、孫なんか高校に行ってますけど、クラブ活動だけは熱心や、勉強は要らんといいんですわ。土曜日であろうが、日曜日、祭日でも1日中、行っているのはクラブ活動です。しかもクラブ活動が人間的な形成、辛抱強さとか、粘り強さ、先生との密接なつながりとかいうことがあって、今の学校教育の関係において、そういう密接なつながりを持って、子供が親しんで喜んで、苦労があつて泣きもつてでもやっているというのはクラブ活動と違うんか。そういう意味ではクラブ活動とかクラブ教育の関係なんていうのは、本当に時間的制約があるんだということでカットしていくことで、有効な教育方針と言えるんかなという点について、そういうことでゆとりあるということになるのかなと。

あるところには学校がそういうものを教えてない、またその分の関係については塾へということ、塾へ塾へということ、今塾経営者が喜んでますよね。これからふえると言うて。一時はあかんで言うてたんやけど。こんな関係が本当に真の教育改革だと、週5日制なんだろうかどうかどうだろうか。こういうことについて疑問があるんですけども、

一体どうなんでしょう。こういうことが1つ。こういう考え方について、推進協議会が持たれているんですけど、どんなふうになっているんやろうかというふうに疑問に思うのが、特に完全週5日制に踏み出していくこととして、一体どう位置づけされているのかということ非常に興味ありますので、その辺について、施政方針とか議案の趣旨説明をしたとか、今さっき説明したと同じこっちゃと言うんやったら、同じことですよと言うてもらうて結構です。特にそういうことについて特別答えられる、考え方が。そういう面があるんなら、そういう本音のことを一遍聞かせてほしい。教育委員会が一体どういう議論をしているのか。推進協議会ではどういう議論をしているのかというふうな関係について、聞かせてほしいと思うのが1つです。

2つ目の問題は、これも小学校の関係、中学校の関係でよく出てくるんですけども、監査委員からも指摘があるんですけども、いわゆるパソコンとかワープロとか、こういうものところに、これは恐らくリースでやっているんですね。ですから使用料として上がってくるんだらうと思うんですけど、この関係の対応の仕方ですね、これは学校だけではなく、各行政関係全部あると思うんです。この契約の方法は全部一括してやられているのか、それとも部署ごとにやられているのか、あるいは役場は役場、学校は学校というふうになっているのか。あるいは各学校でまとめて教育委員会としてやっているのか、この辺の契約の仕方ですね。

そのことによってリースの関係、やられる機種とか何とか、いろんなもので判断をして、それぞれ考えたり、あるいは扱うところも業者はいろいろあるやろうさかい、というようなことも言われて、検討必要があるとされているんですので、それはもちろんそうだらうなど。当然そのような見積もりをとって、行われているんだと思うんですけども、こういうリースの関係の契約の仕方、行政としていろんな分野があるんですけども、これは分野ごとに行われているのか、統一して行われているのかについて聞かせてもらいたい。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 週5日制についてのことでございます。同じことであれば言うなということですが、同じことになるかもわかりませんが、今日までの学校教育については教科指導ということで、教科中心にいろいろと詰め込みといいますか、先生の言われることをそのまま覚えていくというような教育方法が非常に多かったというふうなことがあります。しかし、それでありまして、自分から進んで物事に立ち向かって

いくといえますか、考えていくという、そういう能力が発達していかないということで、今回みずから考えるということを主にやっています。そうした中で、心にゆとりを持って物事に対応していくためには考える時間が必要であろうというようなことから、そうしたことでとらえられているのではないかとこのように思っています。

特に教育委員会といたしましても、法律で決められた授業時間数というのはございます。それにあわせて、学校教育の中で、子供たちの学習を指導を行うわけでございます。そうした中で、ゆとりというもう一つのねらいは、学習の内容にもう少しゆとりを持たせていく。今まで3年生で習っていたやつを一部4年生に持っていくというような形で、3年生でぜひ覚えなければならないことをしっかりと教えていく。そういう基礎基本をしっかりと教える。こういうことがございます。そうしたことで、若干後ろの方に学習内容を持ってきているというのは、そうした意味からすると、今よく言われております学力の低下ではないのかというようなことも取りざたされるわけでございます。今特によく言われます大学で分数計算ができないというようなことを言われておりますので、そうした基礎基本をしっかりと子供たちに教え込んでいこうということから、ゆとりを持って学習をさせていこうということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

あわせて、またそうしたクラブ活動については確かに委員おっしゃるとおり、子供たちにとっては規律のある、そしてルールをしっかりと守っていくといえますか、そういう意味では非常に生徒指導についても効果のある授業であるというふうに思っています。ただ、小学生の場合、今日までもクラブ活動として十分な時間はとられていないわけでございます。今回におきましても、特にそうしたものに十分時間はないわけでございます。できるだけクラブ活動といえますか、子供たちが活動できる場の提供を考えていきたいというふうに考えております。

推進協議会の中身については課長の方から答弁をさせていただきます。あわせてパソコンについても課長の方から説明させていただきます。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 松田委員さんの1点目の後段部分でございますけれども、推進協議会での意見、どういうものがあつたのかということでございますけれども、この2月14日に開催させていただいたところでございますけれども、その中では、先般、一般質問でお答えする形で、こういう内容を上程して、いろいろ話し合っていたとい

うことは説明申し上げたところでございますけれども、特にあったのは、子供を地域や学校へ返すということは、ある一定の理解を得たところでございますけれども、当面の間、ある程度行政側の受け皿といたしますか、そういった施策が必要ではないかという意見があったのは事実でございます。行政側といたしましても、学校週5日制の趣旨に反しない範囲において、そういった施策を講じていくということでご了承をいただいております。

2つ目でございます。小・中学校におけるパソコン、並びに役場全体におけるそういった契約の方法でございますけれども、教育委員会の方の所管でございます学校でありますとかにつきましては、パソコン、ワープロ、そういったオフィス機器につきましては、各学校ごとではなく、教育委員会が一括して契約をさせていただきます。もちろん費用負担、予算措置につきましては各小学校費、中学校費は分けておりますけれども、契約そのものは教育委員会でまとめてさせていただきます。役場の方については。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 まず購入方法についてのご質問だと思います。役場につきましては、LAN構築、住基とか税務関係のネットワークに関するものにつきましては、以前からのソフトやシステムの関係がありますので、その業者につきまして、ずっと随意契約でやっていっております。学校につきましては、パソコンを入れるときにつきましては、指名競争入札を行っております。それにつきましては小学校、中学校だけで指名競争入札、中学校は中学校で指名競争入札となっております。

また、役場につきましてはネットワークに載っておらない部分、例えば土木の積算システムを新たにする場合につきましては入札により事業者をLANには関係ございませんので、影響していないということで入札をしております。また今、新たに例えば年金業務につきまして変わってまいりますのでこれにつきましても、機種を指定しないで、1基だけの購入となりますので、機種を限定しないで、1番安いところから買うと。見積もり合わせに沿って1番安いところで買うということで購入をいたしております。

以上が、主な内容です。

○山本委員長 町長。

○小城町長 私の方から施政方針なり議案の説明で申し上げましたが、やっぱり週5日制というのは、先生方の意気込みと、そういう問題が1番大事だろうと思います。私はこの間でも掛合町という町が先生があかんのやったら町長がチェックして、あかんのや

ったら臨時で雇えというところまでいっている状況もございます。確かに今の先生方そのものが決して悪いとは言いませんけれども、やっぱり熱意を持たなかったら、私はいろいろと中学校でも小学校でも、金管バンドがええとか、あるいは中学校の野球が強いとかいうのは、その先生が熱心です。自分を犠牲にしながらやっておられるんです。そのことの中で、斑鳩でもやっぱり南中学校、あるいは斑鳩中学校にしても、野球が強かったら監督がどうだといったら、監督が引っ張るし、いろんなこともございます。これからは地域に開かれた関係になれば、私はそういう人を養成することが大事だと思うんです。OBの方々が自分のボランティアとして学校へ入って行って、その現場の先生方と一緒に協力をしなかったら、先生は自分も家庭がございますから、わしは教えるのは終わりやと、帰りますよと言うたら終わります。この金管バンドはやっぱりその先生がいろいろとされた中で、転勤希望を出されている。そういうところから、私はそういうことがあったのではないかなと。来年4月から週5日制なら仕事は無理ですよ。

しかし、そういう方策というのはまた教育委員会としては、私は何らかそういう処置はできてくると。やっぱり校長先生が退職するとか、いろんなことが先走ってしまって、そういうこともあると思うもんですから、私はもっとやっぱり教育に熱心であるという、そういう立場をとらなかったら、地域の方も補佐していく、サポートするというのも大事ですけども、最近は先生方ももうちょっとしたら親から怒られるから、いろんなことで、ある程度、クラブ活動を6時、7時ぐらいまでやると、帰ってくるのは7時半やと。そんなんやったら勉強できんやないかというて怒って行かれる親もおられると思いますけれども、そこらも十分に考えんと、強くなろうと思ったら強くなるようなこともせないかんし、また松田委員おっしゃったように、厳しい泣くこともあったかて、明る日また喜んでいくという環境というのは、その人には私は魅力があると思います。

そういうことで、これからの週5日制になった中では、もっと教育委員会、あるいは我々がそういうところに参加をして、状況を判断しないと、皆が斑鳩の教育が、あるいは生徒が楽しくできるような環境をつくっていくのが、1番大事だろうと思っております。

パソコンの問題については当初私の方、1番早くパソコンを言われて富士通を買ってしまったんですね。しかしそれが機種がウィンドウズが1年1年後退になるということは、それはだれしもそういうことを考えなかったということです。そして去年、おとし、教育委員会として、小学校、中学校にすべてをかえたいと、リースしようと。リー



スできることで教育委員会に任せて、機種はNECも富士通も全部、そういう指名で上がってくる業者から指名選定して入札しようということで、今やってもらっているわけです。学校関係については私は現時点では教育委員会がまとめてやっただいていません。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 具体的な問題は、陳情も出てますから、今回総務常任委員会に付託されている状態もありますので、これで置きますが、金管バンドの面では、斑鳩中学校が割に成績がよろしいんやな。今まででも。私事で申しわけないんですけど、孫も金管バンド、いろいろあちこち行ってということで、割に人気があえんやでと。学校でもこの教室はいいように聞いている。この間も聞いて、今度は廃止ということを言われているんやけども、楽器はどうなんや。個人持ちと違うやろ。学校のクラブを廃止したかて、楽器面で一体どうするんやろなということもあるわけですよ。そうしますと、そのことについては、先生がおらんようになったんか。生徒がおらんようになったんか。生徒がクラブ活動でも参加するのがなくなってくるケースもあるという。それは十分あると思います。出とるやつも廃止というようなことになってしまったんやと言うんですよ。我々はそう思うんです。しかもそれが今度、陳情が出ている状態なんかも、ある日突然のような印象を受けて、そうすると学校でできないなら、今、町長も言われるように、そういう趣味の人々に協力してもらってボランティアになるのか。あるいは委嘱することになるのかにして、土曜日だとか日曜日とかは別にして、今までも土曜、日曜は休みのときは皆行っているわけですからね、練習に。何も学校でも時間あったんですけど、だからそういうことにして、こういうことをつくっていくというような考え方というもの。せっかくの趣味と伝統的に優秀な成績をおさめている金管教室などの関係を、何もそんなことになったらと廃止して、ゆとり教室、ゆとり教室やと言うても、結局は何なんだということになってしまうと思うんですよ。印象としても。

だからこれはね、せっかくの楽器その他もそろえてあるんやから、それはむだにしないように、有効に使っていけるような関係のシステムをつくるというふうな考え方があってもええんと違うかなというふうに思うんです。ここでちょっとだけ聞いておいて、内容によって、また総務委員会の方に答弁してほしいと。そして陳情が出ていることについて、どう我々は結論を出すかということも勉強もしたいと思う。それについて1つ聞かせてほしい。

それから具体的で申しわけないけど、今度出とったように思うんですけども、週5日制の関係で、地域に返すという言い方をされているわけですね。本当に地域に返すことになるのかどうかと。塾に返すという関係。1つは地域に返すことができないから、いわゆる学童保育ということについて、預かる場所を決めると。しかもこれも学童保育は民生ですか。いうふうなことで所管がそうだと。これは本来からいうたら僕は教育委員会であっても不思議はないんやというふうに思うんです。介護のような場合、地域で固まって、昔は隣保館とかいろんな言ってますけど、そういうことになってますけども、斑鳩町の場合はそうではありません。地域に返す、地域に返す言うて学童保育の関係、そういうことを預からないかんことから、今度、学童保育室をつくると言っているのですね。ちょっと矛盾するのと違うかと。経済情勢、あるいは家庭情勢から見て。そういう面が具体的な面が出ているわけですから、そういうことで、矛盾を感じませんか。見解の相違もいろいろ出てくると思いますけどね。その辺をどういうふうにお考えになっているか答えてもらいたい。それよりもむしろ、せつかく具体的に出ているんですから、僕は斑鳩小学校の関係かなと思っているんですけども、学童の関係、そうでないなら、どこをどういうふうにするかと。学童保育、教室、これはどう改善、あるいはどう拡張しようとしているのかということをお聞かせしてもらえますか。

○山本委員長 町長。

○小城町長 金管バンドの関係等につきましては、助役も以前教育長でございますから、いろいろと相談を申し上げ、先ほども申しましたように、教育委員会も我々としてもあいうふうに陳情書、あるいは請願書、そういった中では、先ほど申し上げましたように、恐らく担任の先生が学校を次は異動したいという希望等があったことを言うたと思います。ということは親が突然そんななくなるやないかということだったんですけども、そういう中では最初の出発は加藤先生という方が、この方は言うたら、音楽はそんなに知りませんが、非常に熱心であったと。熱心さがやっぱり生徒に伝わって、私は今日の金管バンドをつくってきたと。加藤先生は海外へちょっと3年間行かれて、その関係で浜中先生が来られて、その先生が熱心にやっていただいた。浜中先生自身も一生懸命斑鳩小学校金管バンドの歴史を重んじてやっていただいた、そういう経過がございますから、我々としては助役、あるいはまた教育長と相談を申し上げて、何らかいい方策をやっぱり伝統ある金管バンドを希望もつ方々に対することを考えるならば、当然そういうことについて我々としては、そういう先生を探していきたい気持ちもござい

ます。

それと地域に返す、学童保育、この関係は今斑鳩小学校の学童というのは民族資料館の下で借っています。その関係等について、手狭であるし、いろんな問題等があったと。小学校のトイレがちょっと距離があるということから、陳情をずっと受けていた。斑鳩小学校の空き教室を使ったらどうかという話も昨年度はさせていただいた。それは親の方から結構ですということでした。それやったら、新しく西学童もさせていただきました。新しく。そういう関係もあるし、東もちゃんとプレハブでありますし、斑鳩小学校も現在考えていますのは、プールの横ぐらいかなということで、今現在考えています。そういう関係で空いたら、会議室も使えますから、そういう有効利用をしていこうと思っている。

それと地域に返す中で、おっしゃるように、当然小学校の受け皿となってくるだろうと思う。皆さん共働きというのはもう家の方はそういう形になっていますけども、学童がふえていくわけですけれども、あくまでも所轄が民生、厚生労働という関係の形になると。今おっしゃった地域に返すというのは、私はやっぱり昔だったら、仮にこども会になったら、この先生が夏休みに当番を決めてラジオ体操も行っておられたと。私はそれが本来だと思うんです。夏休みは先生は休むんでなしに、地域へ出ていくということが、これから私は教育委員会の課題ではないかなと思う。そういうことが1番大事だと思います。ご心配いただきますように、地域に返すというのは、まさにそういう形になっていくのではないかなと。学童の関係もございませけれども、これから週5日制になってくる中で、地域に返すという中でも、これからいろいろと関心を持って、その関係が4月からスタートしますけれども、やっぱりこれについては教育委員会、我々、また議会の皆様方が積極的に、そういうことを議論しながら、斑鳩町としては協力し、また地域に返す方法を考えていきたいと思ひます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 ありがとうございます。わかりました。お願いだけ申し上げておきたいと思ひます。今、町長がご説明なされたような関係が、実りあるような状態で、総務委員会のときに、町の教育委員会の1つの方法が示されるように、お願いしておきたいと思ひます。金管バンドの問題に関して、お願いをしておきまして、終わります。

○山本委員長 ほか、吉川委員。

○吉川委員 188ページの健民運動場費の中で、健民運動場の特に冬場、朝から昼ぐ

らいまで、使えないような状態が続いているんです。それを把握しておられるのか、実際に、13年度でもどのぐらいの状態だったのか、私は電話かけたことがあるんですが。予算に全然出てきてないんで、あのまま使用されようと思っておられると思うんですけども、やっぱりできてる以上は、皆さんに使用してもらってこそ値打ちがあるんやから。やっぱりちゃんとした対応をお願いしたいんですが、そのことについて伺いたい。

もう1点、189ページなんですけれども、町民プール運営費の中、188から189ページですね。委託料の中で、草刈り委託料がありますけど、7万円ほどあります。これは処理場とプールで1回ずつ刈っていただいた分だと思うんですが、これは何回分あれしていただいているのか。私はこの件も言ってます。ずっと前には、今、駐車場になっているところまで土が盛ってあって、草ぼうぼうなので刈ってほしいということで要望して、し尿場が1回と、それから教育委員会が1回ということで続いていたと思うんですけども、今どういう状態になっているのか。あそこは駐車場ができて、ゲートボール場ができて、人も入らんようになっていないんじゃないかと思うんですが、そこらはどう考えておられるのか。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 まず1点目の健民運動場のグラウンドのじゅくじゅくですか、その件でございます。委員さんからも私、直接聞かせていただきました。以前、健民運動場で三塔マラソンがあった件でいろいろとご迷惑をかけて、今回、場所変わらせていただきました。その件の中で、砂等入れる中で、188ページの16節の原材料で工事材料として、グラウンドのまさ土をテニスコートの裏で18万5,000円組ませていただいております。一時的でございますけれども、そのまさ土を入れるための予算として計上させていただき、トラックローラーで引くようにしておりますので、そこで若干回していただいております。その辺でカバーしていきたいと、こういうように考えております。

それともう1点、189ページでしたか。町民プールの委託料でございます。その件に関しての草刈り委託料として、先ほど委員さんおっしゃったように、あの件につきましては、私の方が1回と環境対策課の方で1回、以前から組ませていただいております。7万4,000円組ませていただいている、この件につきましては、私どもの方の2回組む形で7万4,000円組ませていただき、その2回というのは1回は、町民プールの前

の広場、それと先ほどおっしゃったように、園庭のところを1回組ませていただいておりますので、よろしくお願いします。

○吉川委員 今説明があったように、工事材料費で18万5,000円。18万5,000円ぐらいで、あの広いところが実際に今、課長が説明されたようにして使えるような状態になるんですか。今、課長から説明があったから、そのことは発言しようと思っただけなんですけれども、ことしからマラソンもこちらへかわられて、やっぱり課長がおっしゃっているように使用できないような状態やから、私も議長のとくにいって、そのときからちょっと踏んだらすぐ水が浮いてくるような状態になっていたわけですね。今は特にひどいわけですね。ゲートボールに行かなくても、何があってもできんような状態です。どろどろになって帰ってこないかん。それが18万5,000円ぐらいで実際にできるのか。これはちょっと疑問ですね。18万5,000円の値打ちがありやあよろしいでせう。何もならんなら、この18万5,000円はむだ遣いや。そこらよう考えて工事にかかっていただきたい。それをお願いしておきます。

草刈りですけれども、確かに前の方も駐車場になってますけど、2回ということでもことしの予算を見せてもらうても環境対策課のところでは3万7,000円。半分1回しましたな。面積はどうなってます。今2回とおっしゃるけれども、実際に駐車場のところと、その前で1回か、まだもう一遍あるところが1回になるのか。ちゃんとした予算を組むときには、現地も調べ検討する中で予算を組んでいくべきだと思うんですよ。去年こだけ組んだから組んどけということでは、やっぱり毎年状態が変わってくるわけですね。確認だけは必ずしてもらわないかんと思う。これは小さいことですが、実際言うて。特に私もお願いして入れてもらったやつは、こんなことを言うのは本当に申しわけないんやけども、やっぱり言われたときに削って、また違うところに有効に使ってもらおうと。それが予算の組み方ですがな。皆、ある程度プロでんがな。もうちょっと真剣に予算を組むときに、それは考えてもらいたいと思うんですが、これ以上言いませんけれども、今後全体にわたって、そういう考え方を持って予算を組むときに検討を加えていただきたいことを要望して置いときます。これはもう結構です。

○山本委員長 町長。

○小城町長 吉川委員がおっしゃっていただくように、この健民グラウンドは皆さん方よくご承知でございますし、18万5,000円は水田課長が言いましたけれども、これではできないと思います。原因がどうあるのか、水はけは非常にいいわけですか

ら、水がこだけ吸うた分はまた上に上がってくるのか、極端に氷点下になったときには、下が冷えてしまった。そしたら上からまた太陽が照ったら上がってくるというか、水が上へ上がってくる。そういう原因を突きとめなかったら、冬場はそういうことで迷惑かけるということが多いわけですから、そういうことの原因を究明して、もしそういうことが、ほかのグラウンドを見たって、斑鳩小学校でもどこを見たって、下から浮き上がってこないわけですから、健民グラウンドだけですから、そういうことの原因を究明して、していかなかったら、それは土を補強したら、ぬかるみの泥を押したかて、水がどこかであれしたらグラウンドは使えない状態です。それは過去に何回もああいう状態になっていますから、それはとても遠来から来られる、あるいはまた町外から来られて、こんなグラウンドがあるのかというようなことになってしまいますから、信用の問題もございますし、町としても、そういう原因を突きとめていくことが1番大事だろうかと。水田課長が言うたように、18万5,000円ですべてが解消するというということではないと思います。

2点目の草刈りの問題についても、現状を把握して、予算化するときには、私はいつも朝礼でも言うんですけど、現場を見て、自分らでそういう整理せないかんと。前年度がこういう予算やからということではなしに、現場を見てそういうことをしていかないと、我々助役、あるいはまた収入役の中でするときに、上がってきて、これを削るぞと言うたかて、とてもわかりませんから、現場の担当の者が絶えず、プールやったらプールを見にいった、ゲートボールになっているところも草刈り、以前は刈っていたと思いますけれども、現状からいうたら、ゲートボールになっていますから、ほとんど草を刈るところはないと思います。ただおっしゃるように、ほかのもう1つの鳩水園が3万7,000円で半分しか予算を組んでいないわけですから、やっぱり価値ある有効あるような使い方をせないけない、委員ご指摘のとおりだというふうに反省をしたいと思います。

○山本委員長 ほかございませんか。

喜多委員。

○喜多委員 たくさんあるんですが、2点だけ選んで。2月11日にマラソンを例年のようにやられまして、たくさんの方が参加をされました。まず、町外から参加された方、それから町内の方の人数と、それから町外から参加された方々の宿泊はどのように指導というか、されたのかということをお聞かせいただけますか。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 まず2点目の件から先にお答えさせていただきます。宿泊の件でございますけれども、斑鳩町にそういう大きい宿泊施設がございません。グランドホテルの件もありましたけど、それにつきまして宿泊施設の許可はおりにないということをお聞かせいただきましたので、その件についてはそこで宿泊できないということ。それと今私の方はお話させていただきましたのは、町内の卯川家さん、大黒家さんというのはお話をさせていただきましたけれども、遠方から来られて、そういう民宿的なところについてはご遠慮させていただきたいということをお聞かせいただきましたので、できたら近くの奈良の方へお泊まりいただけないかということをお話をさせていただいた経緯がございます。

以上でございます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 グランドホテルが再開をされたということで、私も聞いていたんですが、今回のマラソン大会には宿泊は間に合わなかったんですね。それであっちこっち問い合わせはあったように聞いております。近くの奈良とおっしゃったんですが、グランドホテルの宿泊収容人数は来年に向けては、どれぐらいの受け入れ、収容、宿泊数があるのか。それでやはり地元がせっかく1,500人ぐらいの参加者があった中で、遠方から結構来られておりましたので、出来たら斑鳩町にお泊まりにいただきたい、法隆寺も見たいなというふうに私は思っているんです。そういう意味でグランドホテルさんが改良されたということは、ある意味ではよかったなというふうに思っておりますので、これからの問い合わせ等については、観光対策も含めた中で活用していただきたいということでございます。

今、数字を調べていただいている。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 すんません。資料を探しておりましたので。斑鳩の里マラソンで1,150名の方が参加されております。その中で町内の方が448名でございますので、残りの方が町外でございます。

以上でございます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 ありがとうございます。

あともう1点、外国青年の招致の内容について、英語教師としても来られていると思

うんですが、どういう方が来られて、契約がどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 外国青年招致事業でございますけれども、予算書で申しますと、157ページになりますけれども、契約といたしましては1年単位の契約になっております。現在、来ておりますのはアメリカ人でラングデモン、男性に来ていただいております。これは昨年の8月から丸1年間でございます、ことしの7月末まで。もう1カ年いかどうかということについて、この年度末までに決定する必要がございましたので、本人の意思を確認いたしましたところ、もう1年いかせていただくと聞いておりますので、余計な説明になるかもわかりませんが、昨年、渡航費とか帰国の費用は積んでいたのは、ことしは積んでおりません。

以上でございます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 アメリカの方で男性で1年間の契約ですね。賃金が360万円になっているんですが、これは安いんですが、高いんですか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 これにつきましては、こういうALTにつきましては手取りで30万円という形で決められておりますので、昨年度は390万円、30万円減額という形にはなっているんですけれども、これは税法の関係で米国籍につきましては、取得税とそれに伴います住民税が減税だということで、そのまま360万円手取りになるということでございます。

○喜多委員 結構です。ありがとうございます。

○山本委員長 グランドホテルの件はよろしいですか。

○喜多委員 調べてくれはった。わかりますか。わからない。もう1回ちゃんと言います。宿泊料と、それから収容人数がどのぐらいの規模であるかということも地元で宿泊施設がある、ホテルというのがありますので、一応把握はしていただきたいと思うんです、やっぱり。私どもも外へ行きますと、まずホテルの問い合わせとか、役場とか市役所へ問い合わせすることがありますので、できたら、それぐらいの把握はしていただきたいと思うんです。後でいいです。

○山本委員長 後からで結構です。ほか。



浅井委員。

○浅井委員 学校管理になると思いますけど、この管理について、外周に植樹されているクスノキの管理はどうなっておりますか。ここの管理のところでは出てないように思いますが、何年かに1回刈られているのか、ちょっと教えていただけますか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 各学校における植栽の維持管理ということでございますけれども、毎年1回ではございますけれども、予算の範囲内で剪定作業をさせていただいております。毎年、その学校の上部すべてを剪定するというのではなくて、何年かに分けてさせていただいておりますので、毎年ご指摘のクスノキを剪定するという事までには至っていないということで、ご了承いただきたいと思っております。

○山本委員長 浅井委員。

○浅井委員 これは南中の北から東へかけて植えられているクスノキ、現在、外周2メートルくらいに道ついてますわね。そこを通ったら、車に当たると。その車はどんな車かというたらホロ張ったら軽四でホロ張ってます。車に当たってかなんねんという人があったんですわ。それやったら、切ってくれと私は言ったけども、あの後で植樹されたときのクスノキ、今現在どないなっているか。やはりああいうようなものを植えるときには地元農家の方は以前は朝から晩まで日が陰って影が射すと。夏でも4時になったら影が射します。百姓には水と太陽が一番大切やと。校舎についてはしようがないです。あきらめています。あれは目安領で立てられたものであって、新家の方には余り説明がなくて、新家の方が米をつくっておられて、葉っぱも落ちて上にかぶさって、コンバインが行けないという人もあったし、枝が張ってきて当たるといふことも言われてましたことがありますけど、ちょっと私は見に行くんですけども、やはりクスノキであれば、30年たつともっと大きい木になると思います。今で十七、八年たちますかな。

だからあの管理、これから施設に植えられるのはクスノキをやめていただきたいと。はたに迷惑がかかるといふ思いますよ。だから針葉樹を植えられたら、直に新芽ができるやないかと。クスノキがよくなるのは物すごく早いですわ。根がついてから刈りたくってからようになってきて、それはいろいろな景観問題で植えはったと思うけども、地元農家をしている人は朝から晩まで日が当たったといふところであつたのに、あの木が張ってきて、今やりにくいと。夏場だったら4時になったら、稲に露が落ちてきてます。これは日に当たったら、必ず根を吸い上げている粒状の丸い束になっていますから、それだ

け早う日没したということですわ。

だからもう少し枝をすけていただいて、農作業に影響のないようにしてほしいんですけども、垣根に木が植わってますね。小さい赤い花が咲くのと、その上に何か植わってますやろ。あの程度のものは辛抱できますねん。だけど、クスノキになりますと、相当大きいですわ。だからあれを何とかすけていただくか、私だったら外周とっていただいた方がええかなと思うぐらいですわ。この前も言ったけど、言葉は悪いですけども、やはり植樹するときにはたに迷惑のかからんようなものを植えていただくと。松は大変ですから、針葉樹の何かやったら、余り葉っぱも落ちないと。また枝ぶりもそんなに張るもんやないし、クスノキの木は相当強いですから、あれは何とか考えていただけないかというのが1点と、サブグラウンドですわ。

これは関係ないかもしれん。あの所、車が相当とまっています。サブグラウンドの使用のときの申し込みをちょっと教えていただけますか。1日使う何日前もって言うのか、あいとったらだれでもまた使えるもんか、その点を教えていただきたいんです。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 1点目のクスノキの管理と今後の学校施設等におきます植樹の樹木を厳選していただきたいということでございますが、クスノキにつきましては今おっしゃっておられる南中のクスノキにつきましては、フェンスから外に出た枝については、早急に対処するように指導しているところでございます。それについてはご了解いただきたいと思います。

また、委員さんがおっしゃられているアドバイスについては今後参考にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 南中のサブグラウンドにつきましては、私の生涯学習課の方の体育館の方で受け付けさせていただき、1カ月前から7日前まで受け付けさせていただき、使用の許可を出させていただいております。

以上でございます。

○山本委員長 浅井委員。

○浅井委員 サブグラウンド使用されている方やと思っておりますけども、ずっと道路に車にとまります。反対側は農家の方の車もとまっております。だからあそこにとめるなというのは無理かもわかりません。農家の車やったらとまっていいのか、我々やったらあか

んのか、この問題が出ると思いますけども、うちの方の大字は志村の田んぼに駐車場つくっております。道路が狭いから。あそこは広いからといって、あそこへずっとサブグラウンドの方で、ずっと置いてますねん。やはりスポーツしている人はそれでいいけれども、やっぱり一生懸命仕事している人、出たらそこに車が入ってくる。危ないということによく聞くんですけども、サブグラウンドを使用するときには、やはり指定の駐車場があるんですか、ないんですか。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 大会で利用される方については、常に使用を許可するとき、道路上に車をとめないようにということでお願いしながら、指導はしているんですけども、大きな大会等については中学校の東の方に、文化センターと一緒に使っている駐車場、それをずっと使っていただくようお願いをいたしております。だから大きな体育大会等をする場合については、東側の駐車場を使っていたらいいし、そういうことを十分指導していきたいと思います。

○山本委員長 浅井委員。

○浅井委員 今、教育長が言われたとおりにやってもらったら1番いいんですけども、南中でよく試合があるんですわ。他校との。そのときに先生があ信号で待っておられて、生徒が自転車で来ると。先生が気を使っておられて、向う側へ来さしている。生徒を方々からバレーとかハンドボールの試合というのに、信号を渡って行ったら早いというので、引率の先生が大分気を使っておられた。そやけどサブグラウンドについては、あそこではわしらはスポーツをやってるんだと、そんな関係ないと、そんな感覚で広いところへとめてええと。片方で私も見てます目安の農家の方の車がとまっている以上、とめるなということちょっとこれは言いにくいかなと思いますけども、あそこへ入っているのを見ると、向こうから南から相当のスピードで走ってきます。危ないなということが何遍もあるし、やはりこれからサブグラウンドを使用するときの条件として、必ず車は東側の駐車場に入れてもらうようしていただきたいと思います。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からございませんか。

吉川委員。

○吉川委員 今の浅井委員の質問に前も同じ答弁をされています。一遍や二遍と違うわけわ。今のも一緒や。同じ答弁をしといたらええわということでは困る。そなん、あそこでやって、東側へ置いてもらうのが1番ええんやけども、実際に置きに行く人あら

しまへんが、あんなん。あんだけのスポーツをやってはるんやから、多少ぐらいは。私は前にそやから特に日曜日に多いわけやから、日曜日には学校がないんやから、職員の駐車場を利用させてもらったらという提案もしたはず。そんな改善も何もせんといて、今同じ答弁をしてはる。ほかでもそういうことがあるからね。そんなんずっと聞いているもんにしては、教育長なら教育長はかわって同じ答弁した、それはわからんかしらんけど、こっちは同じことばかり聞いている。ひとつも改善になってへん。ここらはもっと考えてもらわなあかんわ。やっぱり答弁したことについては、筆記するか、あとの議事録を見て、私はいつも言うてまんがな。一般質問でも皆一生懸命調べてやってはるんや。答弁したことについてはもっと責任を持ってやらなあかんわ。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 吉川委員からも以前に聞かせていただいております。これについては利用者に対してご協力いただくようお願いはいたしております。しかし現実にそうっていないというのが事実でもございますし、町といたしましても、学校の駐車場については学校のいろんな、日曜日であってもクラブ活動等々、子供の出入りもあると。そういうことで東側の駐車場を使っていただくということで、現在指導をいたしております。そうしたことが徹底できるように、利用者に対しまして再度申し入れをしていきたいというふうに思います。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 教育長ね、もしできるもんなら、経費も要ると思うけど、また職員に迷惑をかけんならんとするんやけど、たまには見に行って、指導ぐらいしてほしいと思う。ただ、申し込みに来たときにはそう言うだけではね、そんなん聞かへんと思うんや。私の言い方はこんなんやから、向こうは余り聞く気せえへんわ。しかし、やっぱり言うたらええ気はしはらへんわけや。ええことやないわけや、そこに置いておくことは。それでも近くやもの、皆置かはる。言うたら、先ほども言うように、ええ気はしはらへん。だからやっぱりだれかが指導しに行かんとね。改善はされないと思います。それか近くでつくるかや。それか学校へ協力求めているいろいろ施策はせんないかんかと思うけども、あけてやると、また学校へとめる人が入っていく。トイレやへ行ったりすることもあるから、難しい問題があると思う。あるけども、やっぱり何か方策を考えてやらないかんと思う。これから特に学校がそうなら一般授業も土曜、日曜休み。やっぱりスポーツ、生涯学習、特にスポーツ面で対応していかん。そこらをよう考えてもらってやってい

ただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山本委員長 町長。

○小城町長 以前も何回か吉川委員から聞いています。その都度、目安のところの前のところの駐車場にお借りでけへんかということで、何回か頼みに行った経緯もあります。しかし目安としてはあかんということですので、一時正門をあけて、そこへとめていただいた経緯もあるんですけども、学校管理の問題もあるし、そこらを一遍また学校側と教育委員会とも相談しながら対応したい。ただ一つはやっぱり守る人は必ず守るんです。守らん人は絶対守らない。うちの中央体育館でも、私たまに行ったら、テニスされる人は必ずあそこへとめるんです。あれをとめられたら、あそこから出てきて、車で行ったら当たってしまう可能性が大いにあるわけです。中央体育館から行きます。あんたらテニスするよりマナーを守らなあかん、ルールを守らないかん、そんなとこととめたらいかんやないかと、そのときはまたとめに行かれるんですわ。しばらくしたら、また来はるんですわ。これはもう人間の心理で、スポーツされるけどルールは守らんのです。やっぱりそういうことを守ってもらわんと、せつかく中央体育館の前広いか知りませんが、その横へ置かれて、着がえをされて、脱がれてぱっとされたら大変なことです。体育館の先生が言いにいってくれはる。そのときはどけはるんです。またしたらとりにかはる。そやからマナーというものを考えんと。守る人は必ず守っています。それは南中学校の東へ入れられる人がおるし、こっちの方に入れてはる人も当然、クラブ活動をしてバレーボールとか野球とかしたら、試合の選手も親も応援に行きはりますから、入れてはりますわな。東の駐車場に。そうしてちゃんと守ってはるから、割とそういう親は守るんです。守らん人は必ず、1台置いたら、必ず3台、4台とまっています。それがまた事故につながるもつですから、浅井委員も吉川委員もおっしゃるように、何とかうちとしても、駐車場がなかったら何も言いようないですから、駐車場を教育委員会とも相談させていただいて、そういう対応をしていく。そしてまた申し込むときには必ずそういうことをきつく注意をさせていただいて、もし仮にそういうことが守れなかったら、次回は許可しませんと、そういうことも言わせていただかんと、こんな何ぼしてたかて、だれぞが嫌なことを言うていかんと、なかなか守れませんし、吉川委員さん、あるいは浅井委員さんがおっしゃったようなことは再三、こういう問題が起こっているわけですから、その点については我々としては検討しながら善後策を講じたいと思います。

○山本委員長 ほかが質問。萬里川委員。

○萬里川委員 184ページの情報通信技術講習推進事業費ということで、これは国の予算措置として講習があったということで、本年度は予算が上がっていないところは承知しておりますが、この講習を希望されて受けられなかった方は何人ぐらいおられるのかわかりますか。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 まず184ページの情報通信技術講習推進事業費ということで、今年度組ませていただいて、14年度はないということでございますけど、国の事業になりますけど、県費事業ということで、14年度につきましては公民館費の中の委託料の中の177ページで、情報通信技術講習会開催事業委託料ということで、61万2,000円。200人を一応組ませていただいております。14年度のやっていきたいと一つは考えております。

もう1点おっしゃっております、今年度の受けられた方につきましては64講座で1,280名受けられております。当初1,000名見ておりましたけども、人員が多いということで、280名を追加いたしまして、この1月、2月で終了させていただきました。これからまだ200名ほど受けられない方がおられます。その分を見込んだ中で、平成14年度でこういう事業を県の補助金をもらいながら進めていきたいということで、組ませていただきました。

以上でございます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 177ページの通信運搬費の中の61万5,000円をIT講習会に組み入れたということですね。ちょっと説明が、違うんですか。

○山本委員長 もう1回お願いします。

○水田生涯学習課長 今の14年度事業につきましては公民館費の177ページの委託料の情報通信技術講習会開催事業委託料で61万2,000円。200名ほど組ませていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 すみません。私はこの分がこっちの情報通信技術講習推進事業費ということの中で、この予算が上がっていたら質問しなかったんですが、要するに県の補助を受けてということは当然、それがなかったら要望しようと思っていたんです。7,100

万円が県の情報通信技術講習推進事業費として上がっておりまして、14年12月まで延長するというので、7,700人が受講数を予定しているということを聞いたんです。町独自でもこれが要望があればできますかということを知りたくて、それができますということだったんで、ここに上がっていたら、私は当然この事業を受けてやろうということ、積極的に取り組まれたかなと思ったんですけども、ゼロだったから、ちょっと確認させていただきました。

それともう1点、町民体育大会の件ですけど、私自身、各自治会でも出る人が少ないということがあって、ある意味では人数が少ないから健民グラウンドで対応できているというふうに思っているんですけども、本来、全町民が出席のもとで、町民体育大会という運動を通しての祭をしようと思えば、あの場所では小さ過ぎるというふうに私は思っているんです。もちろんトイレも改造されて、参加される方にとったら若干女性のトイレが並んで大変だということもあるんですけども、快適になっていいんですけど、本当の姿で皆さんの参加を得るならば、あの形はちょっと大変ではないかなというふうに思うんですけども、やはり今後この町民体育大会にかかわって、場所的なもの、そして人数的なものを今後積極的に考えていくとしたら、この形でいいんだろうかというふうに思うんですけども、将来的にはどのような体育祭としてかかわっていかうと思われるのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思うんですが。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 大変難しいご質問なんですけど、確かにスポーツの祭典としては健民運動場できょうまで多くの住民の皆さん方がご参加いただいて、大会運営をさせていただいております。斑鳩町内で、あれだけ集まっていたイベントというのは、町民体育大会しかないのではないかなというふうに思っています。しかし、これも全員ではございませんで、選手の皆さん方、地域の役員の方々にご苦労いただいて、出場していただく方を募集していただいているわけがございます。そうした中で、今日までしていく中で、今、萬里川委員おっしゃっていただいているように、出る人がないので、こんな競技をつくらなくていいとか、対象者をもう少しふやして多くの方が出て、そしてそのかわり種目を減らしていいとか、いろんなきょうまでの変遷があるわけがございます。そうした中で、今日まで続けてまいりました。

しかし、今おっしゃっていただいているように、もっと多くの町民の皆さん方をここへ集めていくというふうなのは不可能だろうと、全員集めるのはもちろん不可能だとい

うふうに思います。そうした中で、多くの皆さん方があの狭い中で、お互いに交流していただける機会として、あの場所が今のところ1番最適ではないかなというふうに思っています。しかし、斑鳩町で、ではほかにというて探してみても、今のところ適当な場所、ああいう運動会をする場所はないというふうなことで、健民グラウンドという目的に沿ったスポーツの会場として、今後も続けてあそこで進めたいというふうに思います。

○山本委員長 ほかにもご質問の予定がおありですか。

10時55分まで休憩をさせていただきます。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○山本委員長 それでは開会をいたします。

初めに水田課長の方から先ほどのご質問に関する答弁があるということですので、お受けしたいと思います。

水田課長。

○水田生涯学習課長 先ほど喜多委員さんより、法隆寺グランドホテルの収容人数、その辺のご報告をさせていただきます。

シングルで料金が5,000円、ツインで料金が8,000円。54名収容できるということですので、それと許可につきましては2月8日付で許可がおりておりますので、その辺もあわせてよろしく申し上げます。

○山本委員長 それでは引き続き、質問をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 予算書158ページにありますスクールカウンセラー事業のところ、一定のご説明はしていただいたと思うんですけども、実施主体が変わるというようなこともあったと思うんですけども、引き続き、斑鳩中学校へ臨床心理士を配置するというふうにおっしゃっていただいたんですが、現在、2名の先生が行っていただいているんですけども、その予算の措置が変わったことによって、先生とかがかわるのかどうかということ。それと心の教室相談員の謝金ということで、報酬費が上がっております。これは昨年と比べましたら、かなり金額が下がってきていると思うんですね。半分以上になっているんじゃないかなと思うんです。そのところ、心の教室相談員のあり方、昨年からどう変化をしているのかということをお尋ねしておきたいと思います。まずそれをお願いします。



○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 まず1点目のスクールカウンセラー事業の先生の異動があるのかというご質問でございますけれども、昨年度から県事業ということで、スクールカウンセラー事業は県事業という形になりましたので、その分の予算については町予算で上げておりません。それについてはご存じのことと思うんですけども、13年度の予算におきましてもその補正を今回の議会に上程しているところでございます。先生がかわるのかということにつきましては、基本的には1週8時間ということで、現在は2名の方々に4時間、4時間で来ていただいているんですけども、町といたしましても、なるべく同じ先生に対応していただけるように要望してまいりたいと考えております。

2点目の心の教室相談員なんですけども、13年度におきましては斑鳩中学校と斑鳩南中学校両校に置いておったんでございますけれども、これも県の事業になるんですけども、1名しか認めていただけないという事情もございまして、来年度はカウンセラーを置いていない。斑鳩南中学校にはスクールカウンセラーが入っていないということで、南中学校の方に心の教室相談員を置くということでございます。13年度は2名の100万円を計上しておりましたけれども、今年度は1名の42万円の計上をしております。半分以下ということでございますけれども、日数と休業日の関係等で精査した結果、42万円ということでございます。

以上です。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今、休業日とか日数を勘案して半分以下になっていると。1名減で半分以下ということなんで、大体週にどの程度来ていただくような形を考えておられるのかということと。相談員にどういった方に当たっていただくのかということ。それと斑鳩中学校に配置していただいているスクールカウンセラーの先生は非常に評判もよろしいですし、いい先生だと思います。要望していきたいということであれば、この現在についていただいている2名の先生については、必ずその先生についていただけるという保証がないというふうに理解してよろしいですか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 まず先にお尋ねの心の相談員のことでございますけれども、人員につきましてはまた南中学校等とご相談をしながら決めていきたいと思っております。スクールカウンセラーの先生、確定しないのかということでございますけれども、県下で全般的に

やっている事業でございますので、ほぼ要望は聞いていただけるのかなということでございますけれども、何分県下全般を見ましての配置でございますので、確定はしていないというふうに理解していただきたいと思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 心の教室相談員の相談員の方についてはわかったんですが、時間的にはどの程度かということ。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 申しわけございません。予定しておりますのは1週間に8時間程度でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。心の教室相談員にしろ、スクールカウンセラーにしろ、本当に人の相談に乗っていただく人というのは、斑鳩町にとっても非常に大切な人材だと思うので、鋭意努力をしていただけることをお願いしたいと思います。

それと、小学校費、161ページにあるんですけど、負担金の関係なんですけれども、非常に以前から思っていたんですが、校長会や教頭会やといういろいろな会の負担金ということで、毎年教育委員会では負担してはると思うんですけども、これを見させていただいていますと、学校教育の現場というところは非常にネットワーク化されているんだなというふうに思っているんです。ですから、今週5日制並びに総合的な学習がスタートされる、こんな年度ですので、このネットワーク、せつかく負担金も出されていまして、これらの会が活発に、そしてまた子供たちの教育の現場が新たに改革されようとしている中で、有効な会となるような努力を、斑鳩町の教育委員会としてもぜひとも働きかけをしていっていただきたい思っているんですけども、それについて会がたくさんございますけれども、どんなふうにお考えになっているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 今、里川委員がおっしゃっていただいておりますように、そのとおりだというふうに思っております。私たちもそれぞれ校長会、教頭会、年間を通じまして、いろいろな課題に向かって研究をいたしております。その研究結果についてご報告いただいております。そうした中で、今問題になっております不登校の問題とか、あるいは学級崩壊の問題とか、そういったことについても校長会は校長会として、いろいろな研究をさ

れております。また各種教科研修につきましても、14年度に教科書が変わるわけですが、そうした内容について事前の研修等もしておられますし、いろんな形でそれぞれ教育の充実に向かって、研修をしていただいております。今、里川委員におっしゃっていただいているように、効果の上がるような研修になりますように、私の方からまた校長を通じて先生方にお伝え申し上げたいというふうに思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、小学校費でも中学校費でも、先ほども少し出ておりましたパソコンのことなんですけれども、このパソコンにつきましても、私ちょっと少し一般質問でも利用方について申し上げた経緯もあるんですけれども、このパソコンを各学校に配置をどのようにされているのか、台数というんですか、教室への配置であるとか。私は以前から町立図書館と学校図書室とのネットワークということも、ずっと斑鳩ホールができるときから申し上げてきた経過もありますので、図書室への配置であるとか、そういうことにも関心がありますので、このパソコンをどこへどういうふうに置いておられるのか、各学校に何台というのをちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 まずパソコンの設置台数でございますけれども、小学校ではパソコン教室に生徒用で20台、そのほか今委員おっしゃっておられるような図書室でありますとか、職員室でありますとかということで設置をしております。中学校につきましてはパソコン教室に生徒で40台、あと小学校もございますけれども、サーバー機と図書室と職員室等にも設置いたしております。各パソコンにつきましてもご存じのように、校内LANで勉強をしております。あと町立図書館でありますとか、他の施設とのリンクといいますか、ネットワークでございますけれども、先般の一般質問でも教育長の方からお答えしたと思ひますけれども、現在、東小学校では既にホームページを立ち上げておまして、そのホームページを立ち上げた斑鳩東小学校のノウハウを各小学校、中学校でも生かしながら、各学校でまずホームページを立ち上げると。ホームページを町立図書館でありますとかいうところのホームページにリンクさせるという方法等、いろいろ今検討している最中でございますけれども、将来的には、当然そういった情報の交換がインターネットでできるようなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○里川委員 図書室というのはわかるんです。1台ずつでもいいんだろうと思うんですけども、職員室については1台ずつ入るんですか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 今回新たに設置させていただいた分については、職員室1台と校長室にそれぞれ1台ずつでございますけれども、従来、個別にパソコンを導入していた経緯もございまして、それらも個々必要に応じまして、LANといえますか、そのパソコン同士をつなぐLANカードを設置したり挿入したりできるようなことで連携を保っていているという状況でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 先生方が既にお持ちのパソコンとも連携をしていけるということ。それともう1点は将来的なことも含めてですけれども、各教室という考え方についてはどのように考えられているのか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 将来的には、文部科学省が提唱しております平成17年度までに、各教室にも設置ということは視野に入れておりまして、LAN工事につきましても、中学校においては平成14年度で各教室においても使用できるような工事まではしていきたいというふうに考えておりますけれども、考え方としては、将来的にはそういう形で、各教室に置いていく方向では検討を進めております。

ただ、各パソコンの維持管理に相当慎重にならざるを得ないという状況もあるということで、時期につきましてはまだ未定ということでご理解いただきたいと思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 使用についていろんな情報が得れるということでは、逆の心配などもあるのかわからないんです。こちらとしても、情報をどっだけ発信できるのかという問題もあると思うんですね。その辺は各学校、先生方もいらっしゃいますので、学校の中で議論する中で進めていっていただけたらいいんじゃないかと思うんです。

私がこのことにこだわるのはなぜかと言いますと、今年度から学習指導要領が変わりました。例えば小学校5年生の理科であれば、魚の成長、もしくは人の体内での成長、どちらかを選んで指導せえということになるんですよね。教科の中でそういうのがいっぱいあるんです。2つのうちから1つ選んで教えたらい。3つあるうちから1つ選んで教えたらいということですね。本来やったらその2つとも教えんと理解しにくいこと

が、片一方教えたらいというようになって、授業時間数が少なくなっているということでは、そういう指導から学校の先生方がいろんな工夫をしながら、子供たちも自分たちが興味を持って、例えば魚の成長はそうだったけれども、ほかの成長はどうかというふうな興味を持って子供たちに学習に取り組んでもらわなあかんという、そのときの学習する方法として、1人の先生がいろんな子供から一遍に聞かれても、なかなか対応しにくいという中では、パソコンの得意な子やったら、そういうことの勉強がうまくスムーズにできる。図書室へ行って、本を見て、いやでも学校の図書室にはないけれども、ひょっとしたらわかるがホールの図書館にはあるかなと、町立図書館を検索してあると、そういうふうに発展していけるような形をとらないと、今の保護者の皆さんが心配しているような、この新しい学習指導要領で、逆にが学力が低下するのではないかという心配というのは、まさにそこにあると思うんですね。

ですから、本当に発展した学習に持っていかなければ、この今の指導要領というのは、本当に子供たちにとってプラスになりにくいんじゃないかということで、心配していますので、そのところについては教育委員会としてはきちっと視点を持って、見といていただきたいなと思うんです。

それと、以前から私は少人数指導についていろいろ一般質問などでも言ってきたんですが、そのときに教育長はTTの配置をしてきたということをおっしゃってしまして、少人数指導についての配置がなかなかいただけないということなんですけれども、今度、新しい学習指導要領の中で見ますと、小学校1年生は68時間なんですけど、小学校2年生から中学校3年生までは70時間減になっているんですよね。その中で減になっている内容を見ましたら、ほとんど国語と算数、もしくは中学校では数学、この時間が削られてしまっているんですよね。ところでよけいにそういった国語、算数という重要な教科で時間数が減ったことの心配というのも、私はしているわけなんです。そのところでTTなどの配置をしてきたということの中では、今後、この辺の教科時間が減ったことについて、教育委員会としてさらにそういうことを留意していただけるのかということを確認させていただきたいと思います。

それと、さきの質問者から出ていましたゆりの教育についてなんですけれども、このことについては、逆に授業時間数、非常にたくさんなくなっているんですよね。なくなった授業時間数よりは先ほど言いましたように68時間、70時間だけ減っているだけなんですよね、指導要領の中では。ということは1週間のうち1回、もしくは場合に

よっては2回授業時間をふやさなければならないところが出てくるんですね。出てくるというのか、最低1回は各学年全部平日に授業時間がふえるというのが事実やと思うんです。実際だと思っんです。そんな中で、平日は子供にとったら、6時間目からあるという状態が続くわけでなんです。そういった中で週5日制が月2回導入されたときから既に夏休みの長い40何日間過ごした後でも、今までだったら、9月のスタートをゆっくりしていたのが、もうそういう余裕がないということで、大掃除をしても、初日から子供たちが帰ってくる時間が遅くなって、とっと授業をやる。そして行事が減るといようなことがあったと思っんです、現実的にね。そののところ、本当にゆとりの教育というのであれば、そういった学校行事の中で培える子供たちの情操教育について、教育委員会としてはどのようにお考えになられているのかということもあわせて聞いておきたいと思っんです。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 少人数授業については、今日までTTとして5年間ほど実施してまいりました。13年度からTTと少人数と併用してやっています。14年度からはもうTT制度をなくして、少人数指導ということに変わってまいります。

そうした中で、今小・中学校にTTという形で、少人数ですけれども、それぞれ1名ずつ配置していただいております。今後、複数で配置していただけるよう、県教委とも今、交渉、要望をいたしておるところでございます。

委員おっしゃっていただいているように、土曜日、今日まで月2回だったものがなくなってまいりますので、その授業時間数が2日間で授業を教えるということですから、1日の授業時間数は若干ふえるというふうに思っています。

そうした中で、先ほども申し上げましたように、今まで教科そのものを難しいものを教えるということではなしに、その年齢に応じた、あるいは理解できる範囲内の授業、指導、学力といいますか、そういうものをしっかりと身につけていこうということでございます。そうした関係で若干教える中身が高学年に、後ろの学年に移っていているという部分がございます。そして国語、算数、おっしゃっていただいたように、

となっておりますし、また中学校では音楽とか、そういう技術的な、美術とか、そういうものも若干少なくなっているところがございます。そうした中で、定められた学習指導要領に基づいて、子供たちの指導をしていくということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから夏休み、これもおっしゃっていただいているように、確かにいろんな行事を精選しながら、授業の時間をふやしてきている学校もありましたし、また選択教科の中で、そうしたものを充実していく学校もあったと思います。そうした中で、その学校、学校の運営の方針によりまして、若干変わってくるところもあると思うんですけども、それぞれ工夫しながら、定められた授業時間数の確保と指導内容等を十分子供たちに教えていくということで努力をさせていただいております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 クラブ活動の時間、委員会活動の時間、学級活動の時間なども結局は減らさざるを得ないというような状況なんですね。しかも行事も減ってきた。そしたら本当に集団の中でいろんなことを学んでいこうという子供たち、家庭で教えきらない、そういったものを学校の集団の中で、いろんなことを皆で頑張るということを教えていただきたい場所なんですけれども、そういったことでは、非常に心配しているし、保護者の中でも心配されている声をたくさん聞くところなんです。ですからそういうところにつきましても、教育委員会でもまたいろいろな場所で校長会並びにいろんなところで、そういった保護者の願いなども含めまして、どういうふうな対応を学校でしていくのか。また行事などについても、できるだけ行事を楽しみにしている子供や保護者の気持ちというのも考えていただきまして、それがまた子供の教育につながるということも考えていただきまして、またそこを留意していただきたいということは要望しておきます。

申しわけございません。あとは簡単に聞きたいと思います。178ページの文化祭での委託料なんですけれども、文化芸術祭というふうな形でやっていきたいというふうなご説明があったかと思うんですが、最近にはない文化講演会講師委託料、最近割とこういう講師委託料については低い金額でやっておったように思うんですけれども、今回100万円ということで上がってますが、何か結構いい講師に来ていただくような形を考えておられるのかなあというふうに思ったんですけれども、このところの考え方だけ少し確認させてください。

そして188ページの健民運動場費なんですけれども、このところ、先ほども土の問題も出ていたんですけれども、私は健民グラウンドにつきましては、自分自身が使ったときに、倉庫のシャッターが壊れて上がりも下がりもしない状態で、あきっぱなしになっていたのがちょっと心配だったんですが、その後、どうなっているのか確認させてください。

それとごみなんですけれども、健民グラウンドのごみについては非常にマナーが悪いんです。すごくたくさんいろんなごみが混ざってほかされているような状況が目につくんです。ですから、私は利用したときはペットボトルだけ分けて、だれがほかしたかわからないものでも、持って帰らせてもらったりとかするときもあるんですけども、とれるものはね。だけど、これは手をつけられへんと思うような、ひどいときがあるんです。ですから、この問題については何とか啓発する方法を、やっぱり教育委員会としても環境対策課と協議をする中で、よりきれいな形で使用していただけるような方策をとれないかなと。逆にスポーツ施設でも中央体育館なんかでしたら、掃除もしていただいているし、ごみ箱がなくなってからどうなるかなと思っていたんですけども、非常に今、利用するとき見ていましたら、ごみとかそういう余分なものが中に落ちていませんので、何もないような状態できれいになっていますので、健民グラウンドの方もあんまり使う人のマナーが悪いということもあるんですけども、何とかできないものかなというふうに思いますので、ちょっと考え方だけお聞きしておきたいと思います。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 まず1点目の文化祭の中の委託料だったと思います。178ページの文化講演会講師委託料ということで聞かせていただいています。これにつきましては、斑鳩文化芸術祭ということで、文化祭、美術展等を統括させていただき、斑鳩文化芸術祭として、改めていかるがホールで開催させていただく予定を11月ごろにさせていただきます。まずこの委託料でございますけど、マイ太古飛鳥ということで委託をお願いする考えを持っていただいています。これに対する講演委託料で100万円組ませていただいております。

それと健民グラウンドのシャッターの補修の件ですけれども、これを依頼させていただいておりますので、今現在もう補修はできておると思っております。

それともう1点おっしゃっております健民グラウンドのごみの問題でございます。使用される方、たくさんいろいろございます。その中で、私どもはできる限り、啓発もさせていただいておりますけど、環境対策課とも十分協議する中、啓発看板等をするなり、その辺の啓発を十分していきたいと。また使用されるときにつきましては、その辺に十分ご注意を申し上げ、使用するように、今後、啓発してまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○山本委員長 里川委員。



○里川委員 文化講演会の方の文化祭がどうなったかということは、前段に説明していただいているので、よう理解していたんですけどね。講師の考え方について、もうちょっとご説明していただきたかったんですが、何かえらいさらっと言うてくれはったんで、私としてはわかりにくかったですけれども、まだ日にちもありますので、説明ぐらいしていただきます。

○山本委員長 ほか委員さんの方からご質問ございますか。

萬里川委員。

○萬里川委員 先ほど喜多委員が質問されていた中でちょっと関連して聞かせていただきたいと思うんですが、先ほどの斑鳩の里法隆寺マラソン等に出場される中で、町内、町外ということでありました。宿泊のことを聞かれた中で、斑鳩町のグランドホテル、2月8日に認定を受けられて開業ができるようになったということを知りました。この中で、ちょっと逆戻りして申しわけないんですが、140ページの都市計画の総務費の旅館建築審査委員会報酬ということで、今回も計上されているんですけども、もともとグランドホテルという形の旅館建築が終わっている中では、審査する必要は、私たち斑鳩町のそういう審査委員会としてはしなくてよかったのかどうかということ、まず1点聞かせていただきたいというふうに思うんですが。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 グランドホテルについて、一時廃業というような形でされて、新たにそれを開業されると。旅館建築の審査にかかわっては、新たに建築をするというようなときに、審査をさせていただくということでございますので、今の現状のまま引き続いて、そのまま旅館業務の手続をとっていかれるという分については、町の条例には適応しないということになっておりますので、今回開催は行っていないということでございます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 参考にまで聞かせていただきたいんですが、そういうホテルの中身は過去においては結婚式をされたということがありますが、今回は葬儀場まで利用されておりますよね。葬儀場というのは皆人間生まれたら必ず死ぬということで、それは仕方がないことなというふうに思いますが、その中で、もしギャンブル的なことを、外はホテルであっても、中は違ったギャンブルのような、そういうようなかわりをされるという場合はどうなるんですか。可能性としては、建物はこのままだと。中身の使用方法が

もし今後違った形で使用された場合、ある意味では一応は経営者もオーナーも変わった時点で、やはり調査、審査するというかわりが必要になってくるのではないかなと思うんですが、もしそういうことが違った形で利用され、建物はホテルという形であっても、中身が違ったという形になった場合、どういうふうに町としたら対応していくんですか。ちょっと勉強のために教えていただきたいというふうに思います。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 グランドホテルにつきましては、以前から廃業されてからどうなるんであろうかということで、ご質問もいただいていたわけですが、その事業者等に確認をさせていただく中では、レストラン、飲食業の許可をとられて飲食についてはレストランは開業されていると。この許可は12月1日に出しておられると。そうしたことで旅館業法の手続についてどうなっているのかということで、確認もさせていただいておまして、直近では去年の12月にさせていただいた、そのままになっておったわけですが、今回ご質問いただいた中で、旅館業法の手続について確認をさせていただきますと、2月8日付で許可をされているということで、その旅館業法の中のホテルとしての事業、その中で冠婚葬祭もしていられるということでございますので、今、そのほかのことについては少し把握しておりませんので、どうこう言えないというところがございます。

○山本委員長 萬里川委員。

○萬里川委員 今の時点では理解をするんですが、今後そしたらある一定の聞き取り調査というとおかしいですけども、そういった建物に関して行政として、一応はどういう中身の内容の経営なのかというのはお聞きになっていただけるということで確認しておいてよろしいですか。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 今ご質問の内容等になれば、風営法の関係にもなつてこようかと思っておりますので、所管もまた警察等の所管も出てくるかと思っております。そういうことになれば、警察とも協議をしていかなければならない、このようには考えております。

○山本委員長 よろしいですか。

喜多委員。

○喜多委員 予算書には直接関係しないんですが、学校給食の食材の購入方法とか、今非常に牛肉の狂牛病から発展して、偽装のレッテルを張られた牛肉というのが出回った

りして、学校給食にまで及んでいるというようなことでマスコミが報じているんですが、斑鳩町小学校、中学校、各学校で給食をやっておりますので、学校給食で使う食材の購入の方法と、それからそういった問題点はなかったのか、そういうことを改めてお聞きしておきたいと思います。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 学校給食における食材の購入方法でございますけども、各学校において学校給食運営委員会がございまして、その統合する形で斑鳩町の学校給食運営委員会がございまして、その中で、各食材の納入業者についてでございますけれども、登録をしていただく中で、その業者から仕入れているという状況でございますけれども、何分、今、世間をにぎわしておりますことにつきましては、例えばそれが熊本産の牛肉と売ってあるのに、例が違ってもいいかもしれませんが、違う県産の肉だったということにつきましては、なかなか見極めが難しいのかなと思いますけれども、その学校で十分配慮していただきながら、各業者から仕入れているというふうにご覧しております。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 それでは今導入されている、登録されて納入する業者として何社ぐらいを登録されているのかと、この狂牛病の問題から発展していろいろあったわけなんですけども、そういった牛肉とか食材の購入に対する心配する保護者の声というのはなかったのか、その2点だけもう1度お聞かせください。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 業者の数字につきましては後ほど報告させていただきたいと思っております。牛肉のことにつきましてはですけども、狂牛病の関係で、そういう状況の中で学校給食運営委員会を開催いたしまして、今後の学校給食における牛肉の取り扱いについて協議をさせていただきました。その結果、当分の間、狂牛病に対する保護者の方々の不安が消えるまでは、その時点では安全宣言等は出されておったわけでございますけれども、なかなか保護者の方々の不安が一部消えないという状況もございましたので、その方々の不安がある程度解消されるまでは当分の間、学校給食においては牛肉の使用は差し控えようということで、現在に至っている状況でございます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 学校給食は1番成長盛りの子供たちの食料ということで、やはり大変を心配をしますので、いろんなことが起こり得る状態の中で、最近食品に対する信頼度とい

うのが非常に欠けております。何を食べて信頼して生きていけばいいのかなというところの辺まで、大変苦しい、食べる物に対する不信感というのが募ってきますので、学校給食については万全の管理状態で購入をされて安心して安全で食べていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からよろしいですか。

では、先ほどの数字については後ほどということで、ご理解いただきますようお願いいたします。

それではないようでございますので、これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結をいたします。

続きまして、第10款 災害復旧費について、並びに第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めたいと思います。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは第10款 災害復旧費、第11款 公債費、及び第12款 予備費について、あわせて私の方からご説明を申し上げます。予算書の191ページから195ページでございます。

まず初めに、第10款 災害復旧費でございますが、災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、各種目におきまして、名目予算といたしまして、画一1,000円を計上させていただいております。

続きまして、194ページでございます。第11款の公債費でございます。本年度は15億4,431万4,000円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして、1,283万4,000円、0.8%の減となっております。既に借入れを行っております町債の元利償還金と、平成13年度に借入れを見込んでおります町債の利子償還金、並びに平成13年度において、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために、借入れをいたします一時借入金の利子分を計上させていただいております。町債の借入れにつきましては、潤いのある魅力的なまちづくり、安心して暮らせる都市基盤づくりなど、本町が直面する政策課題に的確に対応していくためには、町債の活用もやむを得ないものと考えております。しかしながら、その活用に当たりましては、将来にわたる財政負担を十分に勘案して、全体として、その縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、195ページに入ります。第12款の予備費でございます。不時の支出に備えるため、前年度予算額と同額の5,000万円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、災害復旧費、公債費、及び予備費の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

予算書の191ページから195ページまででございます。

松田委員。

○松田委員 予算書の中の参考資料として、配布をさせていただいているのですが、中期財政指標の推移の関係の公債の主な借入見込額が書かれているのですが、具体的に内容が書かれている分と、それから右側に数字が書いている関係と必ずしも一致しないのですが、これはどういうことなんでしょうか。15年度の関係で、総合福祉会館の関係の借り入れ見込み額が書かれている。この総合福祉会館という上の金額と右側の関係の金額の分とどう理解したらいいか説明してくれますか。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 説明が予算書の資料がわかりにくいので申しわけございませんでした。今ご指摘の平成15年度の隣にあります8億1,300万円につきましては、平成15年度で借り入れる見込みの額の総額でございます。そうした中で、内訳といたしまして、総合福祉会館建設については3億1,300万円を見込んでおります。法隆寺線整備につきましては3億4,500万円を見込んでおります。上の合計に合致いたしません分につきましては、表記しておらないんですけども、その他ということで1億5,500万円があるということでございます。

ちなみにその下の16年度ですけども、総額の借り入れ見込額は7億7,700万円、うち総合福祉会館建設は2億7,700万円でございます。その他といたしまして5億円を見込んでおります。平成17年度につきましても同様でございます。総借り入れ額は10億4,900万円でございます。うち総合福祉会館建設につきましては5億4,900万円、あとその他といたしまして5億円を見込んでおります。

以上です。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 町債の主な見込額で書いているけれども、具体的にになっている関係がむし

ろ下回って、その他という関係が膨大になっている。そういう関係やったら、主なというのは一体何やというふうに思うんですけどね。問題はその他という関係のところは何を見込んでいるのやということですよ。そのことの起債がないわけですね。上の方の関係はずっと今日までの関係ですからずっと書かれているんですけどね。16年の関係で福祉会館のほかは何が考えられているのかな。何が考えられて、皆さんが言うその他という関係は何を見込まれているんやろな。あるいは17年の関係も同じように言えるんですけどね。それを町長が施策として言われて、年次を区切ってこの目標に完成していくんやという関係なんかが出ているわけですよ。それはこれから考えていくということやからですけども、財政推移を見る限りにおいては、一応それを見込んでいるんやろうと思うんですよ。そうすると16年から1年というのは起債の判断というのは明らかにしているのは福祉会館だけ。17年までにやるんやという関係のものもありますわな。そういう関係についてはその他の関係の500万円というものに入るのかなど。

そういうふうにしていくと、例えばJRの法隆寺の駅の関係なんかは入っているのか入っていないのかということになりますわな。大体5億円というのは、それは一体何を見込んでいるのや、全然わからんと。これはわからすための資料ではないんですか。ところが何か組んでおけというふうな格好で、財政の展望でございますというて、何やきつねにつままれたようなよっぽど頭がよくなかったら、わからんと、こういう資料を出していると、きのうの考えじゃないけど、わかるはずがないというふうに言われてしまうことになるんやと思うんやけど、そんなふうなことでよろしいんやろうかな。

一応財政的な面もこういうことも、こういう事業もある、こういう事業もあると。そういうことの間関係を整理したときに、いわゆる14年度大分元利償還せんといかんから十分しまっていないと、将来的には大変なことになるよという関係を、あるいはそう心配しなくてもいいよという関係なんかの判断ができるようにしたいためにこういうように出してもらっているわけですよ。わかるように、もうちょっと書き方はないもんですかな。その他についてもその他、その他はその他やろうというふうになるんですが、もしそうならそれでいいですよ。無理に言いませんけどね。何かわからん。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 答弁しても弁解がましいことになるんですけども、まず第1点、その他につきまして、平成15年はそんなに大きくついてないです。といいますのは、

平成16年度以降、今、総事業費はまだ決まっておりませんが、藤の木周辺の整備事業がかかってくるであろうと。もう1点が中宮寺史跡の第2次指定がなりましたので、その用地買収もかかってくるということを想定いたしております。それとJR法隆寺駅周辺整備関係につきまして、ほとんどJRの関係につきましては、郡山の例も一般質問の中で担当より答弁をしておりましたけれども、起債関係はほとんどなくて、一般財源なんですけれども、一部につきまして起債がございますので、それらを含めた中で5億円程度として、今現在のところ、この審議をさせていただいております。そしてその内訳は幾らと言われたらちょっとまだ今出せるような総事業費も、まだはっきりつかんでおられない状況で、5億円程度ということでその他として入れさせていただいております。そういうことでございます。

○山本委員長 よろしいですか。ほか、委員の皆さんの方からご質問ございますか。

ではないようでございますので、これをもちまして、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結をいたします。

先ほどの答弁を求めます。清水課長。

○清水教委総務課長 後になって申しわけございません。先ほど学校給食の納入業者数でございますけれども、納入していただく種別につきましては野菜類からずっとこんにゃく、めん類、いろいろございますけれども、17業者登録させていただいております。その中から適宜、物品によってその納入業者から入れていただくという状況でございます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 その17業者の中、町内は何件ありますか。町外と町内とあるでしょう。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 そのうち9件が町内でございます。町内と申しましても、青果組合でありますとか、そういう団体も含めての1件と考えておりますので。

○山本委員長 では、今まで一般会計に対する質疑を受けてきたわけですが、委員の皆さんの中で残された質問、あるいは両日通して気づかれたことがございましたら受けたいと思いますが、よろしいですか。歳入歳出通して一般会計で。

松田委員。

○松田委員 説明の場合にもあったんですけど、どっちみちこうならんと仕方がないんやと思うんですけども、例えば予算で歳入その他の関係を見ていくときに、具体的にそれぞれの項目別に前年度対比で説明してくれているわけですね。ところがこの関係につ

いては少なくとも当初予算として対比で言うておいでになると思うんです。このことが本当の判断ができるかということですが、本当は前年度で上げるのも、前々年度で言わないと仕方がないかもわかりませんが、本当は決算の額と今年度の予算額、財政が本当に見ようと思ったら、示されてこないとわからないのと違うかな。

というのは、当初予算額を説明しました、どうやこうやと言うてみても、足らんようになってきたら、どんどんどんどん補正を組むということで、年間補正予算というのが大体6回ぐらい立ててきた。どうしても4月は人事異動などがあって、現計予算等を中心に行っているけども、後の関係というのはそうではないわけですよね。そうすると結果的に、今まで81億の関係でも決算の中では随分違うてきていると思うんですよ。それだけ余裕があるのかなと。だから当初予算を組むときに、いろいろ説明を言っているんですけども、恐らく2割ぐらい余裕を持っているのかなというふうな印象を受けるんですよ。決算と対比をすると。

だからこういう関係の予算を組むときには、本当に正しい分析ができるかどうかという、その辺はちょっと疑問があるんだけど、非常にご丁寧に全部について前年対比、前年対比ということで説明を受けていると。一体何のためにこの前年対比の関係を言おうとしているんだというふうに疑問に思うんですよ。この辺はどういうふうにお考えですか。こういうシステムになっているということは承知しているんですよ。本当に小さいこと、わかりたいことではないと。全く形式的なもんだという感じがします。ひとつその辺だけ教えてください。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 今ご指摘の点ですけども、全体的な評価をいただく、またそれを分析していただく場合につきましては、今ご指摘のありましたように、前年度予算、また前年度の現計、それに対する現在の現計予算、それと新年度の予算につきましては、やはり見ていただく必要があるとは考えております。この予算書につきましては形式上、本年度と前年度、やっておりますけども、予算の参考資料の方で予算の概要がございます。これにつきましては、財政規模につきましてはのみ、現計予算を入れさせていただいております。それ以降、例えば4ページの歳入の概要があるんですけども、これにつきましてはやはり今ご指摘のありましたように、現計予算を入れさせていただいて、特に大きな変化があったものにつきましては各部長から説明をしていただくときに、大きな変化のあるものについては説明をしていって、本年度予算、今でしたら平成14年度予算



と平成13年度当初予算、また現計予算の相違についても説明しながら、より詳しく分析していただくような格好で説明をして、より理解しやすいとは考えています。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 ごもったもな説明かと思うんですけども、先ほどからも言うように、言いやすいやつを都合のええものは具体的にこの項目はこうして書いていると、そうでないところについては一括してどんと大きくものを言っているという関係ですわね。そのところがわからないという内容のものが非常に多いと思うんです。

例えば前から指摘していますが、同じ補助金の関係であっても、一括した認識の上に乗って基金がどんという関係で上がっていますね。あるいは先ほど課長言ったように、この事業がどうやいうたらわかっている関係で、それはわかっているだけしかできん問題やけれど、例えば福祉会館なら会館だけを言うて、あとはその他、入っているんか入っていないんか、後で聞いたら、それはそこに入ってるんか、いや入ってませんでというふうなことになるまで、ああそうですかと言わざるを得んような状態に、仕組みになっているじゃないかと思うんです、全体が。果たしてそういうことでええやろかという疑問を僕は持つんです。本当のところ、監査委員が言われるように、半分わかって半分わからんで、わかりましたということではしてしまっているというふうな格好に、現実的にそうになっている。

だからできる限り、先ほど言いましたように、審議をする者に、あるいは全体にガラス張りといろいろ言われているんですから、できるだけ透明度をやっぱり深めるという形での予算書のつくり方、あるいはそれに匹敵する必要な資料の提起の仕方、そういったことについて十分に配慮をしてもらわないといかんというよりも、配慮してほしいと。わかりやすい資料ということに意を用いながら対応してほしい、こういうようお願いを、希望したいと思います。

○山本委員長 ほか委員さんの方からございますか。よろしいですか。

では、以上で一般会計に対する質疑を終結をさせていただきます。

13時まで休憩をさせていただきます。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○山本委員長 それでは再開をいたします。

議案第18号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に

入ります。

説明を求めます。中井部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第18号 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに議案書の朗読をさせていただきます。議案第18号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重。

特別会計予算書に基づきまして、ご説明を申し上げますので、1ページをごらんいただきたいと思います。まず、予算書を朗読させていただきます。

平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ19億2,350万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

①保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の款の流用。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重。

それでは特別会計予算の内容でございますが、予算総額は歳入歳出、先ほど申し上げましたように、それぞれ19億2,350万円でございます。前年度の予算額と比較いたしましたしまして、1億805万円、6%の増となっているところでございます。国民健康保険制度は我が国の社会保障制度の重要な役割を担い、住民の健康の保持増進に大きく貢献してきたところでございます。しかしながら、高齢化社会の到来にあわせ、年々、医療費は増加傾向にあります。高齢化や医療ニーズの多様化による需要費の増加傾向、また

一方では景気の低迷が長引いている状況にあっては、一挙に税収の伸びには結びつきがなく、なお厳しい状況が続くものと考えているところでございます。

こういった観点から、収納率の向上を目指した施策への取り組みの継続、また保健センターにおける各種の保健事業活動等との連携などを通じまして、医療等適正化を図り、収支両面に係ります健全経営の維持推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書の9ページをごらんいただきたいと思っております。初めに歳入予算でございますが、第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税についてでございます。7億2,144万円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして、3,000万円、4.3%の増を見込んでおります。その内訳でございますが、医療給付費分として、減免課税分及び滞納繰越分を合わせまして、一般被保険者分で5億6,200万円を、また退職被保険者分では、1億1,900万円をそれぞれ計上させていただいております。本特別会計の主たる財源であります国民健康保険税の徴収についてでございますが、長引く景気低迷により、納付状況は厳しい状況となっております。しかしながら、国民健康保険加入者の負担の公平性、自主財源の確保からも、収納率向上に努めているところでございます。滞納整理に当たりましては、催告書の送付、徴収属託員によります訪問徴収、口座振替の推進、特別徴収班によります訪問徴収を行いまして、また健康推進課の職員にも徴税吏員証を発行いたしまして、徴収体制の充実を図っているところでございます。

平成13年12月末現在で、滞納者217人に短期被保険者証を交付しており、更新時には面談を行い、納付が履行されるよう指導も行い、128人の方が履行をさせていただいており、うち46人の方が完納されておられます。さらに収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、10ページの第2款の国庫支出金でございます。本年度は6億394万1,000円を計上いたしました。前年度予算額と比較いたしまして、3,893万円、6.9%の増と見込んでおります。第1項の国庫負担金、第1目 療養給付費負担金でございますが、3億257万6,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較いたしまして、889万4,000円、3%の増を見込んでおります。医療給付費分減免分として、2億6,535万5,000円を計上しており、一般被保険者療養給付費等の総額に制度上の負担割合による積算をいたしておるところでございます。また、介護納付金分の減免分といたしまして、3,721万円を計上いたしております。

次に、11ページの第2目 老人保健医療費拠出金についてでございます。1億9,961万2,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、2,127万8,000円、11.9%の増を見込んでおります。老人保健制度によります負担割合により、積算をいたしております。

次に、第2項の国庫補助金、第1目 財政調整交付金でございます。1億152万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、875万3,000円、9.4%の増を見込んでおります。医療給付費分、普通財政調整交付金8,800万円、介護納付金分、普通会計調整交付金1,030万円、医療給付費分、特別財政調整交付金322万9,000円の計上となっております。

次に、12ページの第3款 療養給付交付金についてでございます。4億1,805万円を計上させていただいております。前年度予算額と比較いたしまして、1,494万9,000円、3.7%の増を見込んでおります。当該にもこの予算積算時における状況等を勘案し、計上いたしております。歳出の退職被保険者等療養給付費に連動した伸びとなっております。

次に、13ページ、第4款 県支出金では前年度予算より48万円減の749万円を計上いたしております。県単独制度のうち、医療費の波及増分に係ります県の補助金でございます。

次に、第5款 共同事業交付金でございますが、前年度の実績を勘案する中で、前年度予算より100万円増の1,600万円の計上となっているところでございます。

次に、14ページ、第6款の財産収入でございますが、1万円を計上いたしております。国保財政の基盤安定を図るため、基金を設けております。基金の積立金により生じる預金の受け取り利息を見込んだものでございます。

次に、第7款 繰入金でございますが、現時点における交付税算入基準をもとにいたしまして、積算を行う中で、1億4,970万6,000円の計上をいたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、1,732万7,000円、13.1%の増を見込んでおります。繰入金の内訳といたしましては、国保財政の基盤安定、人件費、事務費、出産育児一時金、安定化支援事業に係るものでございます。

次に、15ページの第8款 繰越金でございます。平成13年度からの繰越金として640万円を計上いたしております。

次に、16ページ第9款 諸収入でございます。第1項 延滞金、加算金及び過料で

は、昨年と同額の計上となっております。第2項の雑入では41万3,000円を計上いたしております。

以上が歳入についてでございます。

続きまして、18ページからの歳出予算でございます。

第1款 総務費では4,611万1,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較いたしまして、205万9,000円、4.7%の増となっているところでございます。第1目の一般管理費でございますが、2,994万7,000円を計上させていただいております。前年度の予算額と比較いたしまして、182万2,000円、6.5%の増となっております。主なものは国保事務に携わります職員の人件費、一般事務的経費及び医療費適正化対策事業の機関であります診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための経費を計上させていただいております。医療費の適正化対策を行いまして、年々ふえ続けます医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、20ページの第2項 町税費、第1目 賦課徴収費であります。前年度予算額とほぼ同額の1,429万8,000円を計上させていただいております。国保税の賦課徴収業務に係ります事務的な経費が主なものでございます。

次に、21ページの第2目 国民健康保険特別対策事業費でございます。74万1,000円の計上をいたしております。収納率向上対策といたしまして、口座振替の推進、納期内納付の啓発を一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、22ページの第3項 運営協議会費でございます。前年度予算額と同額の30万3,000円を計上いたしております。

次に、23ページ、第4項趣旨普及費でございます。前年度予算額と比較いたしまして、6万1,000円増の82万2,000円を計上させていただいております。

次に、23ページから27ページの第2款 保険給付費でございます。12億367万5,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較いたしまして、3,485万3,000円、3%の増となっております。歳出予算の過半を占め、本特別会計の根幹をなす科目でございます。予算編成時におけます療養諸費、高額療養費などの推移や動向などを勘案し、積算をいたしました。第1項の療養諸費につきましては、前年度より3,175万3,000円、3%増の10億9,577万5,000円の計上となっております。

次に、25ページの第2項 高額療養費では前年度予算額と比較いたしまして、45

0万円、5.1%増の9,320万円の計上となっております。

次に、26ページの第3項の移送費でございます。前年度と同額の10万円を計上させていただきます。

次に、27ページの第4項の出産育児諸費でございます。前年度予算額と比較いたしまして、150万円、11.1%の減の1,200万円の計上となっております。

次に、第5項葬祭諸費でございます。前年度予算額とほぼ同額の260万円の計上となっているところでございます。

次に、28ページの第3款 老人保健拠出金についてでございます。5億5,827万6,000円の計上となっております。前年度の予算額と比較いたしまして、6,909万6,000円、14.1%の増となっております。老人保健制度により、本町の国保も保険者として老人保健医療費に係る医療費相当額を、社会保険診療報酬支払い基金へ拠出をいたしております。算出基準は平成14年度の概算医療費と、平成12年度の確定医療費を基準といたしまして、定められた算出により積算を行ったところでございます。

次に、29ページの第4款 介護納付金でございます。9,450万円の計上となっております。介護保険制度の廃止に伴い、社会保険診療報酬支払い基金に第2号被保険者の人数に応じた介護納付金を納付する必要があるため、その積算基準は老人保健拠出金と同様に当該年度の概算介護給付費納付金の額と、前年度の積算額を調整して算定されたものとなっております。

次に、第5款 共同事業拠出金でございます。前年度予算額と比較して179万3,000円、12.9%増の1,568万1,000円の計上をいたしております。本制度は高額医療費の発生による市町村国保の財政運営の不安定を緩和するために設けられた制度でございます。

次に、30ページの第6款 保健施設費、第1項 保健施設費、第1目の医療費通知費でございます。158万8,000円の計上となっております。被保険者に健康管理の必要性の自覚と健康づくりの意識の高揚を促しますとともに、これらによります保険事業の健全な運営に資することを目的といたしまして、医療費の通知を行っているところでございます。

次に、31ページの第2目 人間ドック健診受診費用助成費でございます。13年度より新たに取り組んでおります事業でございます。国民健康保険の被保険者に対しまして、健診費用の一部を助成し、疾病予防及び早期発見と健康の保持増進を図ることを目

的として実施をいたしておるところでございます。助成金につきましては、1人2万円を限度といたしまして、本年度は90万円を計上させていただいております。

次に、公債費でございます。前年度予算額とほぼ同額の46万7,000円の計上となっております。逼迫した財政状況の中、必要に応じ、医療費の支払い資金を金融機関等で一時的に借り入れる措置を講じさせていただくためのものがございます。

次に、32ページの第8款 総支出金でございますが、前年度予算額と同額の130万2,000円の計上をさせていただいております。一般及び退職被保険者等に係ります保険税の還付金の計上が主なものでございます。

次に、33ページの第9款 予備費でございます。100万円の計上となっております。ところでございます。

以上、簡単でございますが、斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○山本委員長 国民健康保険事業について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 14年度の予算を編成するに当たって、考え方をちょっと1点お聞きしたいんですけども、以前から短期被保険者証のことにつきましては、私もいろいろ言ってきた経過があるんですが、それ以上に条件が厳しくなる資格証の発行について、町が考え方を持っていたのではないかと思うんで、14年度について、国民健康保険の資格証の発行についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 資格証の発行についてでございますが、13年度から法律の方で導入するように規定されているところでございます。私どもにつきましては、短期の被保険者証の発行をしながら滞納整理に努めているところでございます。この状況が続いて滞納がふえてくるというようなことが、現象があらわれたきた点においては、資格証の発行を考えていかなければならない時期がくるのではないかなというふうに考えております。14年度に向けまして、そういったことについての検討を内部の方で進めたいなというふうに考えておりますが、14年度すぐにとということの考え方は持っておりませんが、今後の検討課題という形で受けとめております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 短期被保険者証と資格証とではまた利用するときの条件が違いますので、より慎重に取り扱っていただきたいというふうには思います。

それと短期被保険者証の件につきましても、斑鳩町が非常に発行数が多いということ、を委員会でも指摘してきた経過があるんですけども、先ほど部長の説明では13年12月現在で217件の短期被保険者証の発行をさせてもらっているということでお聞きしたんです。そのうち128人の方から納付を始められまして、うち46人が完納されたということなんですけど、この方たちについて、128人の方、短期被保険者証を普通の保険証に戻したかどうか。完納された方については戻しておられると思うんですけども、ということは128引く46、残りの方ですね。この方たちについて、短期被保険者証から普通の保険者証に戻されているかどうかというところの確認をさせていただきます。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 完納された方につきましては普通の資格証に変わるわけですが、履行中の方につきましては短期被保険者証の交付をさせていただいております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 本来、短期被保険者証を発行するに至ったときの町側の説明は、どういうことを目的に短期被保険者証を発行するとおっしゃってたんでしょうか。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 短期被保険者証ということでございますが、これを発行することにつきましては滞納者と完納者との一定の区分と申しますか、そういう形で発行させていただいているものでございまして、考え方の中では、今委員おっしゃっていただいているように、履行中の方について、普通の被保険者証を交付するという考え方も一理あるかというふうにご検討しております。

昨日、2月28日にも住民の方から2月28日最終納期ですけれども、きょうは銀行へ行く時間がないので、週が代わって3月4日に納めさせてもらってもよろしいでしょうかというようお願い合わせがある中で、やはりそういったきちっと納めていただける方と、いただけない方との一定の線引きをしていることも我々事務に従う者の務めではないかなというふうにご検討しておりますし、委員おっしゃっていただいている考え方も並行して気持ちの中はありますが、そういう形できちっと履行されている方についての



考え方も、履行されない方との1つの区分という形で、履行されている、きちっと約束を守っていただいている方についての取り扱いについても検討していく時期ではないかなというふうにも考えておりますので、それはまた14年度中に、その取り扱いについての内部での取り決めとも協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 私の方も常々、それはもちろんよその自治体の発行状況を見てましても、かなり悪質滞納の方には、そういう処置をとっているという状況は見られます。だけど、発行している数が斑鳩町と比べたらよそが少なく、斑鳩町がすごく多いというのが気になってきた経過があるので、今言ったように、払いたくても経済的にちょっと払えない事情があるけれども、少しずつでもということで、誠意を持って被保険者の方が納付している状況で、役場の方としてもそれが理解できる。きちんとしていただいているということであれば、やはりそこらあたりはもうちょっと考えていっていただきたいというのが私の希望なんです。

ですから、これらのことにつきまして、また慎重に14年度につきましても検討を加えていっていただきたいということを要望しておきます。

○山本委員長 ほか委員さんの方からございますか。

ないようでございますので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第19号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。中井部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案19号 斑鳩町老人保健特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第19号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重。

まず、特別会計予算書の41ページをごらんいただきたいと思います。予算書の朗読

をさせていただきます。

平成14年度斑鳩町老人保健特別会計予算

平成14年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ22億8,585万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重。

では、当特別会計予算の内容でございますが、予算総額といたしましては、先ほど申し上げましたように、歳入歳出それぞれ22億8,585万円でございます。前年度と比較をいたしまして、1億1,685万円、5.4%の増となっているところでございます。少子高齢社会が進行する中、高齢者の多くは疾病をあわせ持ち、その疾病は慢性的な経過をたどることが多く、完治が困難であるなど、若年者とは異なる特性がございます。老人保健制度は老後における健康の保持と、適切な費用の確保を図ることから、疾病予防、健康教育などの保健事業を総合的に実施をいたしまして、高齢者が健康で生き生きと暮らせることを目指しております。しかしながら、高齢者医療は年々増加の傾向にあり、医療給付費の増高を見る中で、前年度と比較いたしますと、入院が件数で3.6%、医療費で6.5%の増となっております。入院外の件数では、5.1%、医療費で5.2%、また調剤におきましても件数で5.8%、医療費で8%の増加となっているところでございます。このような状況の中で、国におきましては、平成14年10月から世代間の公平な負担等という観点から、高齢者医療制度の改正が審議をされているところでございます。

それでは、予算書の47ページをごらんいただきたいと思います。

歳入予算についてでございます。第1款 支払い基金交付金、第1項の支払い基金交付金でございます。前年度の予算額と比較いたしまして、8,082万5,000円、5.3%増の15億9,522万2,000円の計上となっております。歳出科目の医療給付費等の総額に制度上の負担割合を乗じて積算をいたしております。

次に、第2款 国庫支出金でございます。前年度の予算額と比較いたしまして、2,290万7,000円、5.3%増の4億5,350万9,000円の計上となっております。第1款の支払い基金交付金と同様に所定の負担割合によりまして積算をいたしております。

す。

次に、49ページの第3款 県支出金でございます。前年度の予算額と比較いたしまして、572万5,000円、5.3%増の1億1,322万7,000円の計上をいたしております。

次に、第4款 繰入金でございます。1億2,388万8,000円の計上となっております。前年度より739万5,000円、6.3%増となっております。一般会計予算の第3款 民生費から繰入措置を行うものでございます。

次に、50ページの第5款 繰越金でございます。前年度と同額の計上、また第6款 諸収入では、前年度と比較いたしまして2,000円減で計上させていただいております。

次に、51ページの歳出予算でございます。第1款の総務費でございます。老人保健事業の医療業務に係ります一般事務に要します経費といたしまして、前年度の予算額と比較いたしまして、199万9,000円、22.5%増の1,089万4,000円の計上をさせていただいております。

次に、52ページの第2款 医療諸費でございます。22億7,457万円の計上となっております。前年度予算額と比較いたしまして、1億1,507万円、5.3%増となっております。第1目の医療給付費では22億5,000万円を計上させていただき、前年度予算額と比較いたしまして、1億1,400万円、5.3%増となっております。積算につきましては、さきにご説明を申し上げましたように、入院・入院外・歯科・調剤に係ります医療費等の動向を分析し計上をさせていただいたところでございます。

次に、第2目の医療費支給費でございます。近年の支給状況を勘案し、前年度予算額と比較いたしまして、50万円、3.6%増の1,450万円の計上となっております。整骨及びコルセット等の舗装具に要します医療の支給費が主なものでございます。

次に、第3目 審査支払手数料でございます。医療機関から請求されますレセプトの診療内容及び請求額等の審査を国保連合会等に委託をする経費でございます。前年度予算額と比較いたしまして、50億7万円、6%増の1,007万円の計上となっております。これは歳入におきまして、審査支払手数料交付金の交付対象となるものでございます。

次に、53ページの第3款 諸支出金につきましては、前年度予算額と同額の2,000万円の計上となっております。平成12年度決算の確定に伴う支払い、国、県からの交

付金の精算におきまして、超過交付が生じた場合、当該科目より返還するものでございます。

次に、54ページの第4款 予備費でございます。38万4,000円の計上をさせていただきます。不慮の支出に備え、計上となっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 老人保健特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 今、この会計全般についてなんですけれども、制度そのものについて、初めに部長の方から説明があったように、14年10月から改正から見込まれているということなんですけど、この保険のあれからいきまして、その前はついこの間ですね。まだ間がない改正のスタート時期が1月だったと。今度されるのは改正は10月というようなことで出てきているんですけど、こんな国が言ってきたら、何月でもスタートの時期がばらばらなんですけど、普通こんなもんで事務方としてはどんなんですか。年度の変り目とか、そういう形のときに、本来なら改正というのがあってしかるべきなんかなと思うんですけどね。この間から、こういう半端な月に改正されているのかなというふうな印象を私は受けているんですけど、担当としてはどうなんでしょう。事務する上ではやっぱり年度が変わるときに、改正されるというのが本来、事務方としてやりやすい形になるのではないかなというふうに思うんですけど、そこの考え方は。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 年度がわりといいますか、年度途中がいいのかということ、一概には言えない面もあろうかと思うんですけど、おっしゃるように、昨年1月に改正なされました。今度の14年10月にまた一部改正ということの中で、抜本改正は平成14年度でやるということで、2、3年前からこういう話をしておったわけなんですけれども、なかなかうまくいかないという形で、その中で、部分的な見直しをした中で、1月に制度の改正を一部されまして、それも年末を挟んで医療機関も大変な対応だったということもありますし、県も正月返上で庁舎で待機されたということの中で、幸い私どもの医療機関につきましては、混乱は生じなかったわけでございますが、そういった面からいき

ますと、1月というのは公共施設の休業ということのある中では、余り適当な時期ではないかなというふうに思いますけれども、あと10月とか3月については、事務方としては事務処理等につきましては、3月であろうが10月であろうと一緒にではないかなというふうには受けとめておりますが、今回の改正についてはやはり相当な事務方の方への仕事の量も若干ふえてくるような雲行きでございます。きのうもちょっと部長が言った中で、償還払いというのが事務方の方に押しつけのような説明があったということも承知しておりますので、それに向けて、遺漏のないように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 一部改正されてさらにという形で、今、課長の方からご答弁をいただいたんですが、本当に一たん定額制を用いとして、今度は定率制に変えると。さらには今言わはった償還払い、一たんお金を出しとして、後で返してもらうということですね。そんな中で非常に高齢者にとっても負担になるような制度になってきたな、大変だなというふうには思っているんですけども、この制度がこういう今国で議論されている、この制度になってきたときに、老人医療会計として見たときに、町としてはこの会計自体はどうなるんですか。やっぱり町の負担というのか、各保険者からの拠出金とかの負担ですね、そういったものはどういうふうな方向になるというふうに見込めるわけですか。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 細かいことにつきましては、ちょっとまだ説明会等でどのような方向ということも具体的なあれも聞かせていただいておりますので、ちょっとわからないところもあるわけですが、財源といたしましては、前回の1月の改正についても、ほとんど医療費の受診抑制にはならなかったというような中央会の方の判断もあるわけでございますけれども、やはり保険者サイドといたしましては財源がある程度軽減されるのではないかなというふうには考えているわけでございますけれども、そういうような、どれぐらいかということは今、資料等も提示されておられませんので、わかりませんが、追々、いろいろここ国保連合会からの情報等の流れる中で掌握できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 また前のときと同じようなことを言わんなりませんねんけど、国で決まっ

たことをおりてきて、町としてはその制度を受けてやらないといけないという苦勞はあ  
ると思うんですけれども、何しろ高齢者の関係です。老人保健ですから。高齢者の方は  
変わって、また変わってと、混乱を来すと思うんですよね。そのこのところ、やっぱり直  
接担当する町としましては、高齢者の方々に少しでも早くそういう情報の提供をしてあ  
げていただきますようお願いしたいと思います。

○山本委員長 ほか委員さんの方もご質問ございますか。

ないようでございますので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を終結  
いたします。

続いて、議案第20号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についての  
審査に入ります。

説明を求めます。総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第20号 斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算につい  
て説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第20号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、  
議会の議決を求めます。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重

お手元にお配りいたしております特別会計予算に基づいて、ご説明を申し上げたいと  
思います。予算書の55ページから64ページにかけてでございます。まず、55ペー  
ジをお開きください。予算書を朗読させていただきます。

平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ487万5,000  
円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳  
入歳出予算」による。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重

それでは、特別会計予算の概要を説明させていただきます。本特別会計は平成11年  
度から実施しておりまして、財産区財産の適正な管理に努めているところでございま  
す。また、平成11年10月の提訴から現在まで17回の公判が開かれておりますが、現在  
和解を前提に進めているところでございます。

それでは、予算書の61ページをごらんいただきたいと思います。初めに歳入予算でございますが、第1款 繰越金として、前年度からの繰越金486万8,000円を計上いたしております。

次に、第2款の諸収入でございます。預金利子及び雑入でありまして7,000円を計上させていただいております。

続きまして、63ページ、歳出予算でございますが、第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費であります。財産区の維持管理費等に要します必要経費として19万円を計上させていただいております。

次に、64ページに入りますが、第2款の予備費でございます。不時の支出に備えまして、468万5,000円を留保させていただいております。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○山本委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

吉川委員。

○吉川委員 ずっと説明の中で17回公判が開かれて、和解に向けてということですけども、町として、この和解についてどう考えておられるのか。弁護士の言われるとおりにやらはるのか。ある程度、町は町の考え方をもちやっていくのか。今の町の考え方を聞かせていただきたい。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 町といたしましては、判決ということは望んでいないわけでありまして、できるだけ話し合いの中で処理したいと、このように思っています。そういうことを含めながら弁護士さんともお話しているという内容でございます。今現在、17回の公判がありましたけれども、まだ話し合いの中での大きな差があるということで、その差が詰まったような状態でございます。できるだけ我々といたしましては、やはり話し合いをもって解決していきたいと、このように思っています。

○山本委員長 ほか委員さんの方からご質問ございませんか。

議長。

○小野議長 今、判決というものを望んでいないんだということなんですが、17回の公判を開かれている中で、これはやはり建物の明け渡し請求なんですよ。裁判を提訴

した理由がね。いわば不法占拠なんだと。財産区の方から見たら不法占拠なんだということで明け渡してくれと。そのもめごとの根本は周辺住民の苦情を受けての話だったと思うんですが、それらについて、もっと判決を望んでいないというような、こちらの原告側の伝えているということは何か話が余り消極的ではないかなと。

そういう中で、現在、周辺住民からまだ営業続けておられます。それについての苦情というんですか、そんなはないのかどうかということと、それと和解へ向けてどういう和解の方法があるのか。和解で、例えば端的に言うて、和解金の問題なのか、そういうことなのか、いやそのまま営業を続けられると、そしたら何ぼ何ぼ払うんやという、そういう和解になっていこうとしているのか、言える範囲で結構ですので、お願いいたします。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 私もこうして明け渡し請求ということで、きょうも原告で争ったわけですが、やはり相手は住民さんでございます。そういう中で、より円満的な解決が望ましいと、このような形で話し合いをやっていこうと。あくまでも判決は望まない、こういうことを言ったわけでございます。

それと、住民の皆さんの苦情によって、こういう形になったわけでございますけれども、今の状況を説明しには行っています。現実は何も地元の方から言うておられないということです。話し合いの中で、今部長もおっしゃいましたように、やはり向こうさんはこれを使わせてほしいというのが当時の大きな理由でございますので、金銭のなることは言うておられますけれども、本心はそういうことがあるということは事実です。

○山本委員長 ほか、よろしゅうございますか。

では、ないようでございますので、これをもって大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第21号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。辻部長。

○辻上下水道部長 それでは、平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について説明させていただきます。まず議案書の説明をさせていただきます。

議案第21号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議



会の議決を求めます。

平成14年3月1日 斑鳩町長 小城利重

それでは、予算書の65ページをお願いいたします。朗読させていただきます。

平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところです。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,950万円とする。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500,000千円と定める。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重

それではまず、流域の事業でございますが、竜田川幹線管渠第2号工事につきまして、安堵から興留「割烹まつおか」までの間、管渠の内面仕上げ及び人孔築造に着手されております。また、当町稲葉車瀬から「割烹まつおか」前までの3号区間につきましては、管内内面仕上げ及び人孔築造の準備にかかっておられる状況であります。これにつきましては、この28日、竣工検査をされ、完成しており、あと内面仕上げにつきましては、この28日に入札されております。

次に、中継ポンプ場でございますが、現在、順調に工事が進められており、進捗率で約50%と聞いております。また、稲葉車瀬から西の方向で三郷の方ですけれども、流域幹線管渠築造工事につきましては、早急に着手されるよう要望していると共に、平成16年度には町内すべての工事が完成されるよう、県に対し、強く要望しているところであります。

一方、町の公共下水道事業につきましては、平成4年度より事業着手し、国庫補助金の確保に努め、幹線管渠を初め供用開始時には、より多くの住民に下水道を活用していただくように枝線を主とする面整備を進めてまいりました。平成14年3月末には整備面積として、約78ヘクタール、幹線管渠で19キロメートルが整備を完了することとなっております。

公共下水道の目的であります生活環境改善と公共上水域の水質保全を確保するために

も、多くの住民の方に1日も早く使用していただくことにも、水洗化を促進するためにも、助成制度、負担金及び使用料等に関する条例につきましては、新年度から議会にもご相談申し上げていきたいと考えております。

それでは、予算書の事項別明細書の歳入の方から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、71ページをお願いいたします。

まず、第1款 国庫支出金 第1項 国庫補助金 第1目の公共下水道事業国庫補助金として、補助対象事業費4億円に対しまして、2分の1の2億円で前年度に比べ、5,000万円の増額を計上させていただいております。

次に、第2款 繰入金といたしまして、3億1,035万5,000円、前年度より1,641万8,000円、5%の減となっております。これは流域下水道事業の市町村負担金の減によるものでございます。

次に、72ページの第3款 繰越金といたしまして1,000円の予算を計上させていただいております。第4項 諸収入、第1項 雑入では、本年度は2,054万4,000円の計上で、前年度比371万8,000円の増で、前年度事業に対します消費税の還付金であります。

次に73ページ、第5款 町債でございます。第1目 下水道事業債につきましては、総額5億6,860万円で、前年度比6,970万円の増額となっております。内訳といたしましては、第1節の公共下水道事業債で3億1,340万円の計上で、前年度比9,590万円の増額となっております。これは主に管渠築造工事費及び上水道管の移設工事等に対する補償補てん費の増によるものでございます。

第2節の流域下水道事業債につきましては1億8,620万円で、前年度比790万円の減となっております。これにつきましては、流域下水道竜田川幹線事業費の減によるものでございます。

次に、第3節の奈良県流域下水道事業推進資金につきましては、一次区域の編入に伴います浄化センター周辺対策に対します借入金といたしまして、6,900万円を計上させていただいております。

続きまして、74ページの歳出でございますが、第1款 下水道費 第1項 下水道費、第1目 公共下水道費でございます。総額5億8,695万2,000円で、前年度比1億5,509万4,000円の増額でございます。以下、それぞれ節の主なものについて

説明させていただきます。

75ページの13節 委託料でございます。測量設計委託料といたしまして、前年度比1,281万8,000円増の2,837万5,000円の計上をいたしております。これは主に平成14年度以降に施行を予定しております龍田幹線の測量設計であります。

次に、15節の工事請負費についてでございます。本年度は服部1、2丁目及び法隆寺西1丁目地区で面的整備約7.9ヘクタールを予定しております。服部2丁目区域につきましては、前年度に引き続き、本年度も施工する予定であります。また、法隆寺地区につきましては、前年度に引き続き、平成14年度に予定しております身近なまちづくり支援街路事業とも整合をとったものであります。これらの工事といたしまして、4億1,958万円を計上し、前年度比1億557万9,000円の増額でございます。

次に、76ページの第22節の補償補填費及び賠償金についてでございます。7,946万5,000円を計上いたしております。前年度比3,407万2,000円の増額となっております。これは下水道工事に伴います上水道管の仮設及び本管の移設費の計上で、移設費でございます。

第2目 流域下水道事業費でございます。第19節の負担金補助金及び交付金でございますが、2億7,846万8,000円を計上いたしております。前年度比8,362万4,000円の減額でございます。内容といたしましては、主に現在、建設が進められております流域幹線築造工事に対する負担金と地元対策費の減によるものでございます。

次に、77ページの公債費でございます。第1目の元金の償還金及び利子及び割引料でございます。元金の償還といたしまして、1億2,144万1,000円計上いたしております。前年度より2,655万7,000円の増額でございます。これは主に、平成8年度に借入れをいたしました起債についての元金の償還の発生によるものでございます。

以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計の概要とさせていただきます。公共下水道を目的、供用開始のめどがつく中、平成14年におきまして、国庫補助対象事業費ベースを中心に増額いたしております。今後におきましても、1日も早く町全体に公共下水道が行き渡り、広く住民に利用していただけるよう事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

それと、昨日公共下水道事業の決算と一覧及び収支予測ということで、説明さしてもらいました中で、平成14年度の金額が予算単位としておりませんので、これを今日まで一応計画しておりました金額をそのまま書いたもので、全体的な数字につきましては、

我々、平成22年まで計画している数値とは変わらないわけでございますけれども、若干平成14年度の予算金額と齟齬しておりますけれども、今後、負担金ではその辺の使用料が確定する中で、再度予測をさせていただきたいということで、考えております。あくまでも14年度に、当初予測していた金額ということで、ご了承願います。13年度決算見込みでは、ある程度、見込みとして出してもらっていますけれども、14年度につきましては、予測ということで、当初の今日まで予測ということで出させていたしております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

それと、最終ページに一般会計と繰入金総額ということで、56億7,650万円ということで記載させておりますけれども、先ほどの一般質問の中で、一般会計繰入金等で65億1,000万円ということで、推定しておりますということの中で、その等の中には、ちょっと見にくいですが、財源の事業費の財源の一般会計繰入金と諸収入、雑入等の中に諸収入、雑入と繰越金と、それと収益的収入の料金収入というのを入れさせていただいておりますので、それらを引きますと、56億7,650万4,000円になるということで、これが本来、平成22年までに一般会計から繰り入れを予測している金額ということで、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 公共下水道事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

喜多委員。

○喜多委員 平成17年度に向けて、急ピッチで幹線道路に施行をされていくみたいですが、先ほど部長の説明の中で、服部1丁目、2丁目、法隆寺地区が本年度より予定区域というふうに聞いたんですが、2丁目は具体的におっしゃったんですが、1丁目はちょっとおっしゃらなかったように思うんですが、もう一度、1丁目はおっしゃってませんよね。どういうふうにするか、それは同じですか、2丁目と。

○山本委員長 田口課長。

○田口下水道課長 14年度の予定してる事業部分ですけども、おっしゃっていただきますように、現在、施工させていただいております服部2丁目の残りの部分と、そして服部の集落からイツボ川までの間の分を考えているということで、南側の方はそういうことでございます。あと西里の一部ということで考えています。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 すいません。服部は南側の方だけで、いわゆる服部北がある服部道と言わ

れるところには入らないということですか。

○山本委員長 田口課長。

○田口下水道課長 順次施行していききたいとは考えておりますものの、14年度は旧の服部といいたいでしょうか、服部の集落の部分は考えておりません。次年度以降ということになります。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 それは理由があるんですか。

○山本委員長 田口課長。

○田口下水道課長 流域幹線の縦坑といいますか、投入孔の周辺、そして市街化区域等、いろんな要素からかかってきておるわけですが、費用的に面整備となりますので、多額の費用がかかるということで、順次施行させていただいているということでご理解をお願いしたいと思います。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 じゃあ平成17年度の使用開始には、旧村の服部地区は入らないということに考えてもいいんでしょうか。それでしたらちょっともう1回言わせていただきたいんです。

○山本委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 今現在、今回測量費で組ませてもらう中で、龍田幹線ということでさせてもらっています。これは服部道から南都銀行への龍田幹線というような、これの測量をしていただくと。その後、随時工事にかかっていきたいというように考えています。その中で、特に今日までかなり面的整備をさせていただいております、かなり測量ができておりますので、今後供用開始になったときには、その時点を見ながら、ここ一、二年につまましては幹線を先にさせていただく中で、若干幹線に通ずる整備をさせていただきますけれども、一応幹線を中心にさせていただきたいということで、15、16については今現在、計画させて、国庫補助をかなり取っていかんなんのがありますので、国庫補助を完成までに向けてかかってますので、その辺を目的に幹線工事を平成14年度は竜田川幹線の測量費を組ませていただいているという状況でございます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 17年に供用開始を予定されている区域の中に入っていないのかというふうに私はお聞きしたつもりなんです、何か歯切れの悪い返事でよく理解できたような

できないようなわからないんですが、あれからいったら、服部旧村の場合においては、合併浄化槽の補助金対象外なんですよね。そうすると、何かおいてきぼりをされたような気がしてならないんですが、その辺はどうお考えになっていらっしゃるのか、もう一度お聞かせくださいませんか。

○山本委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 平成22年までには、今現在の243ヘクタールを整備していきたいというふうに考えています。できるだけ早くという要望がありますけども、平成22年までは事業認可区域をしていると。認可の区域を受けますと、合併浄化槽の補助は受けられないということは十分承知しておりまして、だからそのためにも、できるだけ早いうちに整備をしていきたいというふうに考えて、事業計画につきましても22年度が出ておりますものの、今後の財政等も十分協議しながら、その辺で進めていきたいと考えています。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 合併浄化槽の補助金対象外の地区になっていて、22年の最終改良までには何とかできるやろうというような感じなんですけど、これ服部村が聞いたらちょっと憤慨するのと違うかなというふうに思うんですが。ものすごく時間があるんですよね。平成22年といたら。その中で、合併浄化槽は補助金はつけない。どうすれば衛生的な快適な現代生活が送れるかという悩ましいところだと私は思っているんです。ですから、なるべく平成17年度に、何か脇と南側が対象になって、旧村の真ん中がどうも阻害されているような気がしてならないので、その辺はこれから逐次考えていただいて、やはりおくれをとらない対策ということでお願いしておきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 委員さんの方からご質問ございますか。

松田委員。

○松田委員 私は14年度は下水道事業会計の関係というのは粛々と進行させていくだろうというふうに思いますし、その目標というのが、いわゆる一部供用開始が、違っていたら言ってください。16年にと皆さん言っているわけですから、16年と位置付けて行われていくと。このことについては賛成なんで、異議はない。ただ議会が心構えとして、供用開始のめどがついてきた。それに向けて今、何をなすべきなのかということが大事だと思うんです。しかも今我々の任期というのは来年4月までになっているわけ

ですから、その間に求められるものは一体何なのかということを考えていく必要があるだろう、こういうふうに思っているんです。

そこで、昨日提出をいただきましたいわゆる下水道事業計画と町の財政の事業見通し、というのが提出されたわけです。これを中心にちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。この表、下水道事業計画の関係の推移を見てまいりますと、いわゆる今年度と14も年度、15年度とここに書かれているんですけども、15年度という関係は私どもの任期中ということになってまいりますと、3月議会があるという受けとめ方をしていると思うけど、それが間違いであれば言っていただいて結構なんです。来年3月議会を目標において、何を準備をしているのかということになりますと、ここに書かれますように、下水道条例、あるいは施行規則、あるいは排水設備工事業者に関する規則、水洗化工事資金の助成制度、受益者負担、排水設備公認業者指定、下水道使用料徴収事務に関する覚書がありますね。その種のものが具体的に協議をして条例を、可能ならば条例制定というところまでしとかないかん。そして15年度、16年度の関係について地元説明会ないしは敷地内工事等の関係があって、そして供用開始に向けて具体的に一部供用開始するんですけども、予定地域については可能な限り多くのものを求めたい、こういうことになっているんだろうというふうに、私自身は想定しているんです。

そうした見方をしながら、一体じゃあこれから所管の委員会で協議をしていただく、提起をすと言っているんですけども、私はそこで最も大事な問題というのは、この中で言う受益者負担の関係が最も、供用開始と同時にこの関係については具体的に住民負担としてかかわっていく問題であるだけに、この額を一体どういう方法で額を決定していくのかと。受益者負担の額が多ければ多いほど、いわゆるこれからの事業、財政を組むときに大きくかかわってくる問題ですから、その辺が一体どう算定をしようとするのか。ここが1番大きなポイントだと思うんです。そういう意味では、かつて当初この計画を示されたときに、当初試案的なものとして出されましたときの受益者負担金というのは、ざっと8万円だったと思うんです。ですから、これらはこれとして、だからそういうふうにして、全体的には22年度完成時点までを見込んだ上での財源処置ということがここに示されているんですけど、そういうことと密接不可分であるというふうに思うんですね。しかもこれを設定したときは、不況でこんなえらいことになっていると違ってなかったと思うんです。

だからそういう意味からいきますと、かなり初め、ある程度はいくだろうなといった

ことと、今の時点で考えていくと、恐らく前のでええのかどうか。これは事業収益は苦しくなっているわけですから、見直すという状態というのが出てくることは間違いない。その辺からどう設定をしようとしているのかどうかということが1番この中では大事な問題になってくるだろうと。

それから、いわゆる敷地内工事など、その他の関係からいきまして、行政が負担をするのではなくて、住民負担というものが工事にかかりますということになったら、工事費の関係とまたもう一つの受益者負担という関係の二重にかかってくる問題ですから、この面についてもよほど説明会を徹底しておかないといかん。助成制度というのはあつせんをするということになるのか、あるいはある程度の費用負担を町がしようということになってくるのか。そういうことがあります。使用料収入という関係については、ご報告にありますけれども、いずれにしてもそういったことが議会として議論の中心になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、認識の仕方として、そういうふうに理解をしていいのかどうかをまず聞いておきたいと思います。

○山本委員長 田口課長。

○田口下水道課長 まずこの表の関係は松田委員がおっしゃっていただいておりますように、各条例で上げさせていただいております。これはできれば14年度中ということでは15年3月までに定めていきたいという考え方でございます。そして受益者負担金の考え方でございますけれども、おっしゃっていただいておりますように、平成5年に一定の考え方を示したしておりますが、当初予定いたしておりました段階から供用開始の時期等が大分おくれれてきているといいたいまいしょうか、期間がたっております。そういうことから社会情勢も変わってきております中で、今後17年供用開始をしていく中では、新たに算定をしてみたいというふうに考えております。受益者負担金の考え方でございますけれども、当然、国の補助を可能な限り、受けてやっていっておるわけですが、

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 いろいろ状況の変化があつて、これから皆さんが考えている算定の根拠などをお示しになって、予算委員会でこれでよかろうとか、あるいはそれは不十分であるとか、将来的な財政展望をしながらご協議いただくことになってくるんだろうと思うんです。ただですね、単に漠然と言っているだけではなくて、私がいただきました事業決算の一覧表の関係等を見てまいりますと、具体的にこれから供用開始を始めていくとい



うことから、15年からいわゆる収益的部門で料金収入などの関係が収益的収支部門として数字として挙がっているわけです。そういたしますと、この関係については大筋使用料金は幾ら、あるいは受益者負担金は幾らというようなことなどについては、それなりにまとまっているのかなというように思うんです。この数字が上がっているのは、当初、平成4年ごろに一応そういうことを言いました内容を基礎にして、ここで数字として書かれているんだということであるのか、これは今皆さんがお考えになることを出そうとしていることの意味合いを含めたものであるのかだけ聞かせておいてくれませんか。

○山本委員長 部長。

○辻上下水道部長 1点目の使用料につきましては、県下の平均を見ながら、今現在の状況を見ながら算定させていただいています。受益者負担金としましては、平成4年当時に、議会に提示させていただいた8万円ということで一応は見込んであるということでご理解をお願いしたいと思います。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 それはいろいろ議論してもらいますから、そこでいろいろご判断いただくことになると思います。この表で見ますと、平成4年から13年ごろまで、公債費の関係が負担金が利息の方がずっと多いですよ。ずっとこうなっている。それで先ほど言われていますように、一般会計からの繰入金の関係を見ましても、後半の関係、初めは2億未満の関係ですけども、いわゆる14年から15年以後、かなりの金額になっていくわけですよ。一般会計として繰入金を入れる関係、一般会計の関係は相当56億何がしと言っているわけですけども、一般会計に依存した会計を財源処置を求めているけど、14年度の関係などを見ましても、いわゆる財政調整基金を取り崩して、そういう性格ですからいいですけども、一般会計利息、そして都市計画税の関係も取り崩して、一般会計に繰り入れて、そしてそれから下水道事業に組み込んでいると。これは、ことし初めてですよ、拠出金から1億3,000幾ら組み込んでいます。この額というのはこの一般会計からの繰り入れて、その中に含む状態として見ていきますと、今の5億1,000万円でしょうか。いわゆる都市計画税基本基金は、4、5年はこういう形の面で、例えば繰り入れられていったとしても、この計画は底をつくのとは違うか、このままでいくと。そういうふうな面はあるんですよ。この一般会計の繰り入れに依存しとったら間違いない。公債費の関係というのは、元金はそれなりに推移するですけども、利子が非常にふえてくる。こういう面から見ていると、この事業が完成にまでは容易なことでは

ないなというふうに想定されるんです。

こういう面から見て、やっぱり8万円でええのかどうか。あるいは使用料が、これでいいのかどうなのかということの判断材料に私はなっていくことだろうと思うんです。そういう意味からいって検討していつているわけですが、何もなしでは計算できませんですけども、そういう面から見ると、よほど将来的な展望の中で、委員会で総論するようにはしてもらわないと、私はこの計画どおりになかなかいけないというふうに思うんです。平成3年に出されましたこの関係でも、最終完成年度は22年ですから、完成年次の関係についてはずれていないんですよ。ずれているというのは供用開始の時期が6年、7年ごろと言ったのがずれてきた。ということですから、比較的計画どおりいくかなというふうに思うんですけれども、そういう面の見通しもほぼそのように行くと思います。

それとあわせて、いわゆる負担金その他の関係が受益者負担の面が供用開始に向けての加入者率にかかわっていく問題だと思うんです。一般質問のときに言いましたときに、初期の段階では15%程度。せつかく投資をして設備をしながら、加入者率は非常に低く見積もられている。そういう関係で周囲の県を見ましても、条例とか進んでいますけれども、余り上がっていないわけですね。だからやはり早く物事を決めて、早く心の準備を住民の皆さんにしてもらって、そして積極的に加入をしていくという形に私は持っていけないかと思うんです。

ところが今の段階で、住民の皆さんが早うやれ、早うやれとは言われているけども、そのぐらい負担せんといかんのかという気になると思うんですよ。必ず恐らく出ると。そんなつもりじゃなかったと。ただでもらえるような感じで、早うやれといったように。ところが、こんだけ持たないかんのやという関係になってくると、よほど議会が早く準備してもらって、地元の関係について十分な説明ができると、そして対処をとってもらえるという期間の余裕を持たなければならんのではないかなと。そのところについて行政側と議会とが一致して積極的にこれに取り組むという体制をぜひともつくっていく必要があるんじゃないかな、このように私は思っているんです。そのことについて、見解を述べていただきたいと思うんです。

○山本委員長 町長。

○小城町長 松田委員がおっしゃいましたように、当初は平成7年に一部供用開始ということで出発したわけですけども、こういう関係で、途中から第3次処理区域が第2次

処理区域に編入しようという中で、いろいろ時間がかかったもので、それをまた後でポンプ場の関係等ができたのが、ようやくそういう関係で今現在、16年完成ということで、現在工事にかかっていたいでやっていただきます。そういうことの中で、当初は松田委員ご指摘のように、平成7年当時の関係から、平成4年に委員会で一応受益者負担金を8万円ということをして、その中から見ると、やっぱり工事にかかっている中で、公共枡を設置する中で、大体幾らになりますかということをしていただくということで、こういう形をとってきたわけでございます。

そういうことの中で、非常におくれをなしてきております。当然来年3月が最後の議会ということで、4月に統一地方選挙があるわけですから、できるだけこの14年に精力的に提案をしながら、議会と慎重に審議をして、やはり住民が納得をいただくというか、お金を出すことですから納得はできないわけですが、これをしていただくと、せっかくここまで順調にきたというか、ある程度のポンプ場まで一番難しい問題を解決していただいたということもある中で、やはりそういう理解を深めていくためにも、14年度中分担金とかやはりそういう関係においては精力的にやっていただいて、15年3月までにおおむね住民に理解をしていただくような努力をしていくことが、町としてもできるだけ資料を出しながら、皆さんのお知恵を拝借しながら努力をしてみたいと思っております。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 ちょっと確認したいんですが、先ほど部長の説明の中で、整備計画面積について87ヘクタールで完了工事は19キロとおっしゃいましたな。町長の説明の中には21キロと書いてあるけど、これとは別ですか。

それと、今、町長の松田委員の質問に対して答えられた中で、課長も先ほど答えられたんですけども、このもらった資料でいきますと、今、答えられた件については15年末までに、早なることは結構なことですねんけども、これを出しときながら、前のときは14年度末までに何とかしたいと、15年3月までに何とかしたいと。そうかなと思ってこれを見てたわけや。そしたら今おっしゃるのは年度でいくと14年度に何とかしたいと、こういうことなんですけど、この計画は15年の末までになっているわけや。そこらをどうされるのか。

それと、供用開始の関係なんですけれども、斑鳩町から生駒市までと書いてある県の関係ですね。これは供用開始の関係ですね。そう理解したらよろしいですね。16年の

何月、10月ごろから20年までは。供用開始ということですね。この供用開始なんですけれども、一応、わからんことではないんですけども、第1期事業認可区域60ヘクタールを対象にしていこうということになんですけども、これをやるのに何も16年のここまで待たんでも、先ほど町長も精力的にやってもら、その何が終わったら、つなぐのは技術的なのはちょっとわからんで、それは技術的には無理やおっしゃるなら、それでいいんですけども、皆工事をやらんとできんわけです。了解求めんと、先ほど町長も協力を求めなあかんと。了解求めんと工事はやれませんわな。契約するというんか。それで工事はやっというつなぐのだけ、県の了解を求めたときにつなげるように、まえもって工事をやっていくようにせんと、一遍にこんだけの業者はおりませんわな。第2期工事も10年からやっているねんから、大分進んでいるわけです。これもできるだけ早く供用開始をするように、町長も精力的に今、14年末までにこれをやりたいということですので、できた時点で私はやっぱりできるところから工事をやっていくように、やっぱり公認業者というんですか、業者を決めていかれるんやから、私は積極的にやってもらいたいと思います。

それと、先ほど喜多委員の質問で、これも委員会にもちょっとお願いしていたわけなんですけれども、合併浄化槽の関係で私は補助金で、認可区域になっているところはアウトですわね。だからそのほかでもおおよそこの区域はいつごろになるというのがわかってやったら、教えてやってほしいというのは、今普通の浄化槽、古くなってきたって修繕せないかん。この前も例を挙げて言ったと思うんですけど、西里の方で35万円ほどかかるとおっしゃった。それが仮に17年度で供用開始してもらえるものなら、35万円今投資するのはえらいですわな、実際に。だからできるだけ修繕してやっていく。しかしそれがまだ10年向こうやと。極端に言うとも20年も向こうにならん入らんと。ここの計画にも入ってないから。183、第2期にも入っていないということやったら、今かえてもいけると思うんです。その場合は補助金がつきますわな。ここの区域に入っていないところは。22年まで今からいうたら約9年あるわけですけども、その間に、比較的、浄化槽の設備がもたんというんやったら、これはせんといられなくなってくると思うんです。そこはやっぱりちゃんと把握できるような計画をしてあげてほしいと思うんです。

今までのに答えていただきたい。

○山本委員長 辻部長。

○辻上下水道部長　まず私の説明でちょっと言葉足らずで、14年3月末の整備ということでは、78ヘクタールの19キロメートルということで、それが当時の提案説明では、14年度末ということで、町長提案の14年度予算の中に入れてもらっていますので、87ヘクタールと21キロということで、提案説明させてもらっています。そういうことをご理解をいただきたい。

それと条例関係につきましても、町長は先ほど言われておりましたように、常任委員会で一応一定のスケジュールと申しますか、条例制定のスケジュールと、それと供用開始は想定する中で、今言われた、地元説明会とか、その辺の関係もいろいろ想定しながら、一定のスケジュールを組みながら、担当委員会に相談していきたい。

それと受益者負担金とか助成金の考え方につきましては、我々といたしましても、ことしの6月議会の委員会までに一定の考え方を示させていただきまして、それで審議願って、できる限る早くしていただきたいということで、14年度中に何とか条例制定に向けて努力していきたいし、その辺のご協力もお願いしたいと考えています。その後の、制定後につきましても、一定のスケジュールを組みながら、委員会と相談させていただきたいというふうに考えております。

それと供用開始までの年次別に各地域にということで、なかなか難しい問題がありまして、その辺も十分また我々として調整しながら、何年にはどこということが言えるかどうか、その辺も相談させていただきたいと思っております。

今現在、17年で60ヘクタールということで書いてますけど、その辺はまた、この辺につきましても当初60ヘクタールについては1,300ということで、予定させていただいた数字を、予定をここで上げさせていただいております。その辺がまた供用開始区域をどこにするかということとご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山本委員長　吉川委員。

○吉川委員　一応予定してもろうてるけどね、皆条例も何も整い、理解が求められるように、私はやっぱり早めてやってほしいということを提案しています。

○山本委員長　田口課長。

○田口下水道課長　委員もご存じいただいておりますように、供用開始というのは、当然設備ができて使えるという段階での手続であります。今おっしゃっていただきますように、条例ができて、一定の事務的なものが終われば、宅地内の接続をしていくという

方向でどうかということだというふうに理解していますけども、県のポンプ場の築造工事、そしてポンプ施設の分とポンプを設置するというので、ここであらわさせていただいておりますように、16年末になると。若干早くなる要素もあるけども、16年末までかかるということでございますので、当然、県も流域下水道としての供用開始、いわゆる使えるという段階の告示をしますので、町も当然、公共下水道としての供用開始の告示をします。それ以後でないと、接続の方はしていけないということになります。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 そう言われると、そやから私は前にも、この委員会と違う、建設委員会で質問してます。斑鳩町はできています。何も生駒ができんでも、どこかでとめといて、供用開始できんのかというと、できるという話でした。そやから、何もここには斑鳩町から生駒市とまで書いてます。これであかんというのやったら、もう別ですわ。はっきり。今課長がおっしゃったとおりです。しかし、うちの工事はもう1番最終も、ことしには入札してくれます。それはできるだけ早く早くと言うてるわけです。12月まではできないと、できるだけ9月には入札してもらて、むだ遣いやということまで、言葉は悪かったけど、言うてまんねんわ。また同じようなこと出して工事やらはる。聞きますと、何千万という金や。あれだけで。

だからあそこから向こうは、斑鳩町の面整備もおくれます。だからこちらだけでもやったりやれるものは、それは生駒まで完成せんなら、絶対に供用開始、県はできませんというのなら、これはもう今、課長がおっしゃったとおりやと思う。しかしそれは仮に生駒市までできんでも供用開始はできるということやったからね。中継ポンプ場は早くできますと。何かできるように聞いているからね。その努力をしてもらいたいと思います。

○山本委員長 田口課長。

○田口下水道課長 ちょっと説明がまずかったと言いますか、要は流域下水道として、ポンプ場ができ、そして町の投入させていただきます福德自動車、そしてまつおかのところの会所等ができ終わって、その部分まで供用開始はされる。そして順次上にのぼっていくごとに各町の使えるようになった段階で流域下水道としての供用開始が順次されていくということでございます。ということで、現在町の中で、面整備をさせていただいて、今の予算で13年で2カ所、14年で1カ所接続の予定をしておりますけども、それのつながるエリアについて、供用開始をしていくということで考えています。

○山本委員長 吉川委員。

○吉川委員 これ以上、言っても、言いたいことはあるわけです。この図面見てね。中継ポンプ場ならおくらせているわけよ。それを供用開始は先になつたわけ。中継ポンプ場が完成にならんなら入れられへんやろ、どっちゃみち。それをあえて知っていて言うてる。あんたところがここに書いてある。供用開始、中継ポンプ場の完成予定よりも早くこの図面で見たら書いてるから言うてまんねん。そんなんもうよろしいです。そやから最後や。だからできるところから面整備もでき、条例もでき、整うたら、できるだけ早く、ここやと言わんと、供用開始をしてもらいたいということだけ、そういう計画を持って6月の委員会までには出すということなので、お願いしたいと思います。それだけです。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 今言われていることは、そのことは所管の皆さんにも申し上げたのは、16年という言い方とか、17年とかいう言い方とか、7年度という言い方とかいろいろまちまちや。それによって年度ということになったら3月末までということになると。何年と言うたら、大体1月1日から12月31日までと見ると、そのところによって考えが変わってくるんやと。ところが当初は、僕は打ち合せに入っておったとき、そうなんですけども、15年の12月ごろには上げてほしいと言ったわけや。ところが普通するときならそれでいいけども、2年後まで継続審議ということでもええけども、来年は選挙という年があるから、継続審議はならんのですよと。だからそこで議論せえと言うても、したってものにならん状態だと。またがって審議してくれということになって、またがって審議するのだったら、来年の新規に、改選後の議会でまた言われる。そうになってしまう。またそうしかできない。

それなら、もしどっちが期間が長いかということになってくると、今の議員が積極的に行こうとするなら、後の地元説明会ということも考えていくのなら、早くこの種の問題を決めて、そしてちょっとでも早く入っていくと、そのことによって供用開始が多くなるし、また先ほど吉川さんが言っているような関係の、できたところは入っていけるということで、順に工事がしていける。というふうなことになるということから、このところは年度で入れることをきちっとしなさいよと言いたい。それが初めは改選の関係で、議案の取り扱いどうなるかということとは十分理解しなかつたと、そやなということになって、一般質問のときはまだそういう説明してたんや。そうしていきます。そ

れで今度はここでも同じような関係にしてるんやけれど、中身の説明としては今の議員の皆さんの任期中でやってほしいんやということに変わってきたわけや。

これはそのことをきちっと言わんさかいにあかんのや。そのことに言う、文章はそのままの書き方にしといて、どっちでもとれるような格好にしといて、ここの中で14年度、15年度という、15年度末までにできたということになる。そういう解釈の納得を皆さんがとりにくいんでしょ。そういうことを言ったら、17年度と言ったり、16年と。これもはっきりしてくれと言いたい。供用開始。去年は12月ごろから、16年と言うてみたり、今度はことしも16年と言うてますわ。16年なら16年の何月だということまで言うてもらわんと、はっきりせえへん。16年度中にいろんなことで、17年の4月1日というのかどうかと。そこのところを皆さんあいまいにしたままで言っているから、この関係は1月の違いと12カ月の違いが出てくるんやから、大きく認識の違いが出てくると。そのことを双方の取り組みに対する甘さと積極さと真剣さというものが欠けてしまうんやということ、僕は指摘しているわけですよ。ですからこういう日程の組み方はきちっとしなさいと。

そして当初の計画どおりでしたら、地元の説明の関係で1年なかったんや。1年どころか何カ月かもわからへん。いうふうなことで、これをやろうとしたわけや。こんな計画をそんなことでいけるんかということ、私は申し上げた。せっかくここまで皆苦労して、大きな投資をしてやっていくのに、もうちょっときちっとして。だからこの時期まで、地元の関係もありますので、議会の改選いうことを目標に具体化をしてほしいという関係の提案を積極的にしていくべきではないかと。しかもその段取りができていけるのなら、この議会中の常任委員会には工程表は示すということに約束した。そこで工程表が出されるんなら、当然この予算委員会でも出して、理解をしてもらうことにして、そして具体的に中身に深い議論をしていただけるように考えたらどうですかというふうに申し上げてきたわけですよ。それは改選後にしてみたら、我々は責任は今のところないかもわからん。しかしそんなことでええんかということから、やっぱり今、我々のときにきちっとつくって、地元の説明ができるようにする。我々の任期中につくってしまう。そして具体的に地方の説明会等をやってもらう。そして供用開始を1つでも多く参加してもらうというふうな関係を、やっぱり体制をつくるためにはどうしてもそういう措置が必要と違いますかということ、強調しているわけや。私はね。

だから、先ほど冒頭に年度と言うてるけど、その関係があいまいという指摘も、その



ことなんです。そこをきちっと皆さんに説明していかないと、置いとくというのは全く無責任だというふうに、お互いに。だからそういうことで、ここをきちっとすると。それはいずれにしても所管の委員会があるんですから、僕は余りでしゃばって考えを言うのはどうかと思うので、そういうことの焦点だけきちっとしておいてくれということを、絶えず、一般質問のときも、また今もそう思ってるんですけどね。見方はいろいろあるんです。それは細かい面は他の所管委員会やと思いますからね。それはきちっとしていただいて、そして協力を求めていくということを申し上げている。真意はそういうことですから、そういう関係についてはきちっと受けとめて、取り組んでください。

○山本委員長　ご意見、ご質問はございますか。

○小野議長　75ページの委託料で、事業認可変更等業務委託料1,000万円ついてるんですが、今までの流れから言えば、第2期の事業認可で一応、斑鳩の公共下水道は終わりだというような認識をしておったんですが、これを見て、22年、第2期の183ヘクタールで完成やと。さらに変更を考えておられるのかどうかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山本委員長　田口課長。

○田口下水道課長　今現在、おっしゃっていただいておりますように60ヘクタールプラス183、243ということで進めてきております。事業認可の変更ということで計画させていただいておりますのは、服部地区の区画整理といいますか、あのかかわりの中で、全体を見直して、そして変更をかけていこうということで計上させていただいております。

○小野議長　あそこは線引きも変えていって、区画整理をやっているということで、ふえてくるんだと思うんですが、1,000万円も委託料がかかるのかな。ちょっと余りにも高いのと違うかなと思うんですけど、その点はどうなんですか。

○山本委員長　田口課長。

○田口下水道課長　服部のところだけをふやすといいますか、そういうことだけでなしに、既に施行しております部分について、例えば目安は今後の課題ですけれども、縦断的に在来の方はポンプアップで流域の方へ落としていこうという考え方もしておったわけですけれども、可能な限り、ポンプアップじゃなしに、自然流下でやる方がいいという考え方を持つ中で、それらの事業認可の変更の中ではということで申し上げておりますけ

ども、そういう部分を全体を精査して認可の変更としていきたいということで計上させていただきます。

○小野議長　　というのはね、第2期の事業認可の変更を出したときには、余り合ってなかったと考えてよろしいんですか。事業認可の変更というのはどういう手続でおうているのかちょっとわからんけど、第2期で一応終わっとるんやから。早くから平成8年、9年にあわててやっているんですよ。だから今課長が言うように、ポンプアップをするのはそのときは考えている。それを変更したいんやと。自然流下でいった方が全体の工事費も安くなるやろうし、あといろいろなメンテのものもいいから、そういうふうに変えていきたいんやと。だから今後これは1,000万円もかけて服部の地区を広げなくてはいけないということやから、それに便乗して、そういうことを修正しようとするのか、どうかということです。

○山本委員長　田口課長。

○田口下水道課長　今おっしゃっていただいておりますように、事業認可の変更の手続をする段階において、修正といいますか、考えていく形の工法ができ得るように修正をあわせてやりたいということで上げさせていただいています。

○小野議長　　きのうもちょっといろんなことを言うてますけど、法定外のことでの譲与の申請をもっと勉強してくれと。むだなあれだけはお願いしますよとしっかりと発注してくださいよ。要るもんだけを発注してもらったら1,000万円の予算を上げているけど、1,000万円予算があるから1,000万円をぼんと出すようなことは絶対しないでください。

それともう1点。昨年12月やったと思うんですが、1番好評の出前講座でいろいろな自治会が唯一下水のことをお願いしたと思うんです。はっきり言うて私の自治会です。いろんなごみの問題とかで、出前講座をお願いしたけど、私の方の自治会長は1番関心のあるのは下水なんですよね。皆さんようご存じやと思うんです。集中浄化槽がもうふやけとるんですよ。そのときに、自治会から切実をお願いしたと思うんです。できるだけ早くあそこに管を入れ替えるようお願いするということを言うてたんですが、今度の測量設計委託の場所もそのまま出てこなかったし、出前講座の後で、何とかそういう箇所をまたピックアップして、また要望も、そして出前講座ということまで使ってもらっている自治会のことをちょっとでも考えてもらうてるんかなと。今でも、12月ですから、全体の予算として、これは出してもらってるけど、ほかの場所しか言うておら

れんからね。その点は考えなかったんやったら、考えなかったと言うてください。それだけで結構です。

○山本委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 先ほど申しました龍田幹線の測量を今回やっていきたいということで、来年度事業着手に向けて、本年度で龍田幹線の測量をしていきたいということでご理解をお願い。龍田幹線といいますのは、服部道から南都銀行に抜ける道の測量の調査を本年度でしていきたいということです。

○小野議長 龍田幹線というのは同じことです。今の。そしたら12月に自治会に入ってもらって、出前講座でいろいろ議論のあった、それは考えなかったという結論でよろしいですね。そういうことですね。

○山本委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 このことから龍田幹線の測量を本年度で予定しているということでご理解お願いしたいと思います。

○小野議長 それは理解できません。錦ヶ丘の場所を測量に入れてほしいということで1年でも早く測量しなかったら管は入れられないでしょう。だからそのことを言うているんですよ。だから管を入れてもらうということによって、あの場所では下流からしかできないという返事だったんです。そんなことはないやろうと。管を入れるのはね。何のために測量という技術があるんやということで、私は思っと思ったからね。だから14年度には測量もできない。そういう返事でよろしいですね。

○山本委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 先ほど申しましたように、下水道につきましては下流からということが基本でさせていただいております、今年度14年度予算については龍田幹線の測量委託を来年度15年度の工事に向けての測量設計をしているということでございます。

○小野議長 この第2次の区域を広げていくときにも、工事をやるときもちろん下流から施行するというのは原則だというのはわかってますよ。だけど、住居地域どれだけ皆がつないでくれるかというところは、そういう集中浄化槽の老朽化した団地、まさしく錦ヶ丘なんかやったら、公共下水が入ったら全員入りますよ、すぐに。そんなもの、先ほど合併浄化槽の問題もありますねん。合併浄化槽の今補助がないから、入れられたら、つながらんのです。つなぐ必要ないですやん。何も下水道入れたら。そしたらこんな計画も全然成り立っていかない。1番先につないでくれるようなところはやっぱり施

行していくべきです。供用開始の上から見ても。それを何回言うても理解してもらわれへん。そういうことやったら、何のために出前講座に来てもらって皆が話をしたかということ。全然無視です。町長どう思います、出前講座のことで、皆、それを言うてますねん。現状を言うてますねん。いつなんどきあれするかわからんいうこと。それで何も考えてないんですか。12月ですよ。何らか変更できるはずですよ。誠意を全然見せてない。どうなんですか。

○山本委員長 芳村助役。

○芳村助役 錦ヶ丘の出前講座でいろいろと協議をしていただいたということは報告いただいています。いろいろ錦ヶ丘の住民の皆さんが集中浄化槽を持っておられるので、早く接続していただきたいということで、また道路面のことも含めてどうするということがあったようです。これは聞いています。今部長が言うてますように、龍田幹線をする中で、その方向で進んでいかならんと思うです。14年度でやるということは今考えてないということで、やっぱり議長がおしかりのように、すぐ聞いたらいいいんですが、なかなかそこまでいかないというのがございますので、やはりこれから供用開始に向かって、そういうことをしていくという余裕もございます。そういうことも含めながら、また協議したいと思います。

○山本委員長 町長。

○小城町長 今議長から言われていますので。そういう中で、私はやっぱり努力することが一番大事であろうと思っています。なるかならないかは別にしたって、龍田幹線の中でそのエリアをどう吸収するのか、そういう問題であろうと思います。担当の部長が龍田幹線という言葉ばかりを言うわけであって、錦ヶ丘が入りますからというそういう極端な話でなしに、やっぱり龍田幹線の中で1つそういうことを十二分に考えていくということで、私は理解をしています。

○小野議長 今、助役さんが言うたように、道路面でこれは何年も前から要望出てますし、もう舗装のところに草が生えているのです。排水も悪い、底抜けとんねん。だけど、下水が入るまで辛抱してくれということをやっているんです。だからその意味でも測量を済ませて面整備をやってもらったら、舗装もできるだろうと。だから測量を急いでくださいと。龍田幹線の方ができなかつたら本管ができなかつたら、それは供用開始できないのはわかっていますよ。その意味を言うているから、そこらをしっかりと認識してもらいたい、そういうように思います。

○山本委員長 ほかが質問ございますか。

それではないようでございますので、これをもちまして、公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結をいたします。

休憩させていただきます。3時15分まで休憩いたします。

(午後 2時58分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

○山本委員長 それでは再開いたします。

議案第22号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。中井部長。

○中井住民生活部長 議案第22号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の朗読をいたします。

議案第22号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重

では、特別会計予算の予算書に基づきまして、ご説明を申し上げていきたいと思っておりますので、85ページをごらんいただきたいと思っております。まず、予算書の朗読をさせていただきます。

平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億3,000万円とする。

2、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)第2条 地方自治法第220条第2項 ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

①介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成14年3月1日提出 斑鳩町長 小城利重

それでは、当特別会計予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本特別会計の歳入歳出予算の総額は、先ほども申し上げましたように、1億3,000万円を計上させていただいております。平成12年度からの5カ年計画であります介護保険事業計画に基づきまして、平成14年度に必要な予算を計上させていただいております。平成14年度におけます要介護者等の見込み数は629人で、うち在宅が495名、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設入所者は134名と見込んでおります。在宅の要介護度別では、要支援が115人で23.2%、要介護1が177人で35.7%、要介護2が84人で17%、要介護3が49人で9.9%、要介護4が39人で7.9%、要介護5が31人で6.3%と、それぞれ見込んでいるところでございます。

次に、平成14年度の主な在宅介護サービスの平均基盤整備率でございますが、50.806%と見込んでおります。

それでは、93ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入予算でございます。第1款 保険料でございますが、1億8,935万6,000円の計上をさせていただいております。この金額につきましては、65歳以上のいわゆる第1号被保険者に係ります保険料でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料では、保険料の督促手数料といたしまして、1万4,000円の計上をさせていただいております。

次に、94ページの第3款 国庫支出金でございます。2億5,541万4,000円の計上をさせていただいております。国庫負担金といたしまして、介護給付費10億5,452万3,000円の20%として、2億1,090万5,000円の計上となっております。また、国庫補助金では4,450万9,000円で、その内訳は調整交付金として3,901万8,000円、事務費交付金といたしまして、549万1,000円でございます。

次に、95ページの第4款 支払基金交付金でございます。介護給付費の33%の3億4,799万3,000円の計上をさせていただいております。40歳から64歳までの方の保険料に係るものでございます。

次に、第5款 県支出金につきましては介護給付費の12.5%の1億3,181万5,000円の計上となっております。

次に、96ページの第6款 財産収入でございます。介護保険給付費準備基金利子と

いたしまして、1万3,000円の計上をさせていただいております。

次に、第7款の寄附金につきましては1,000円の計上でございます。

次に、97ページの第8款 繰入金でございますが、1億8,507万1,000円の計上をさせていただいております。一般会計からの繰入金といたしまして、1億7,556万4,000円でございます。その内訳といたしまして、介護給付繰入金といたしまして、介護給付費の12.5%で1億3,181万7,000円。その他、一般会計繰入金といたしまして、職員給与及び事務費繰入金といたしまして、4,374万7,000円となっております。基金繰入金では介護給付費準備基金繰入金といたしまして、950万7,000円の計上をさせていただいております。

次に、98ページの第9款 繰越金でございます。2,031万2,000円の計上をさせていただいております。

次に、第10款 諸収入でございます。過料、第1号被保険者延滞金等の延滞金加算金及び割引料及び弁償金等の雑入といたしまして、1万1,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、101ページからの歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。3,328万6,000円の計上をさせていただいております。職員4人分の人件費に要します経費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算のシステム委託料等が主な経費となっております。

次に、102ページの第2項 徴収費、第1目の賦課徴収費でございます。172万4,000円の計上となっております。年金から特別徴収する方への保険料及び仮徴収の通知、及び普通徴収の方への納付書等の送付に係ります経費等でございます。

次に、103ページの第3項 介護認定審査会費、第1目の介護認定の審査会費でございます。1,353万5,000円の計上をさせていただいております。要介護認定に係ります主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴います認定調査事務委託料等が主なものでございます。

次に、105ページの第4項 趣旨普及費、第1目 趣旨普及費でございます。33万7,000円を計上させていただいております。保険料の通知時に介護保険料に関します内容を中心といたしましたパンフレット等を配付いたし、これの作成に係る経費でございます。

次に、第5項 介護保険運営協議会費の第1目 介護保険運営協議会費でございます。

37万8,000円の計上となっております。これは介護保険事業の運営に関しまして、重要な事項として、事業計画の見直し、事業計画の進行管理、特別会計の運営管理等につきまして、ご審議をいただくために、介護保険運営協議会を設置をいたしておりますが、その協議会委員の皆様方の委員報酬でございます。

次に、106ページと107ページの第2款 介護給付費でございます。第1項の介護サービス等諸費では10億3,162万9,000円を計上させていただいております。要介護1から要介護5に認定された方への介護サービス等に係ります経費でございます。

まず、106ページの第1目の居宅介護サービス給付費では3億5,666万4,000円の計上となっております。訪問介護サービス、通所介護サービス、訪問看護サービス等に係ります経費でございます。

第2目の特例居宅介護サービス給付費では35万7,000円の計上となっております。これは居宅介護被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に緊急、その他やむを得ない理由によりまして、指定居宅サービスを受けた場合におきまして、必要があると認めるとき等に係る経費でございます。

続きまして、第3目の施設介護サービス給付費では、6億3,075万円を計上させていただいております。これは特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等に係ります経費でございます。

第4目の特例施設介護サービス給付費では31万5,000円を計上させていただいております。要介護被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により、指定施設サービス等を受けた場合におきまして、必要があると認めるとき等に要する経費でございます。

第5目の居宅介護福祉用具購入給付費では、177万円を計上させていただいております。

次に、107ページの第6目 居宅介護住宅改修給付費でございます。900万4,000円を計上させていただいております。

第7目の居宅介護サービス計画給付費では3,275万2,000円の計上をさせていただいております。これは介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーによります要介護者、個人個人の状態に応じて、毎月単位での介護サービス計画の作成に要する経費でございます。

第8目の特例居宅介護サービス計画給付費では、1万7,000円の計上となっております。



ます。

次に、108ページ、109ページの第2項 支援サービス等諸費でございます。1,569万8,000円を計上させていただいております。各目別の予算の計上額は省略させていただきますが、介護認定結果が要支援と認定された方々へのサービス費用に要します所要額を計上いたしております。

次に、第3項その他諸費でございます。163万3,000円の計上をさせていただいております。これは各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまして、国保連合会におきまして、支給限度額等の審査及び支払い事務をされることから、これに係る経費でございます。

次に、110ページの第4項 高額サービス等でございます。556万3,000円を計上させていただいております。健康保険と同様に一定の基準額以上の利用者の負担につきましては、償還払いで支払いすることになりますので、これに係ります経費でございます。なお上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者が1万5,000円。世帯全員が住民税非課税の場合は2万4,600円。これら以外の方が3万7,200円となっております。

次に、111ページの第3款 財政安定化基金拠出金でございます。488万6,000円を計上させていただいております。これは県におきまして、各市町村の介護保険特別会計の健全な運営のために、基金を設置されております。これらの拠出金となっております。なお、県の基金は国、県、市町村それぞれが3分の1ずつの負担により運用され、各市町村による拠出金の1年当たりの額は、平成12年度から平成14年度までの3年間の総給付費見込み額から1年当たりの平均給付費見込み額を算出したしまして、これの0.5%で算出したしております。

次に、第4款 基金積立金 第1項 基金積立金、第1目の介護保険給付費準備基金積立金でございます。2,032万5,000円を計上させていただいております。これは介護保険の保険給付に関し、保険料等に余剰金が生じる場合に、余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付の財源とするものでございます。

次に、112ページの第5款 総支出金、第1項 償還金及び還付加算金についてでございます。第1号被保険者保険料還付金、償還金及び第1号被保険者還付加算金といたしまして、6,000円を計上させていただいております。

次に、113ページの第6款 予備費でございます。100万円の計上となっております。

ます。

以上、簡単でございますが、斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○山本委員長 介護保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 この会計のどこがということではなくて、14年度に新規事業として、国、県から補助金が出ますケアマネジメントリーダー活動推進事業というのが創設されてきているんですけども、そのことについて当町ではどのようなお考えを持っておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

それともう1点についてなんですけれども、3年ごとに事業の見直しをするということで、今年度最終年度ですので、次の年度からの分で事業の見直しの作業をしていただくということで、多分先ほどの介護保険運営協議会、105ページの。前年度より今年度最終の方の額がかなり上がっていると思うんですが、ここの運営協議会の開催の予定、何回ぐらいお持ちになるのかということをちょっと確認させてください。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 まず1点目のケアマネジメントリーダーの研修でございますけれども、ケアマネジメントリーダーの活動促進事業というので、当町のケアマネジャーがこれに該当するわけですが、ケアマネジャーの地域におけます支援体制の強化を図るということと、地域の実情に応じた介護保険、内外にわたるケア体制の構築支援等によりまして、ケアマネジメントの質の向上を目指すために、従来からも取り組んでおるわけでございますが、ケアマネジメントリーダーの養成及び活動を支援するという事業でございます。現在、まだ厚生労働省の方から詳細については説明がないわけでございますが、事前の全国担当課長会議の中で、この説明の中によりますと、斑鳩町が町で行うとされます事業につきまして、各都道府県におけます養成研修を受けたケアマネジメントリーダーが中心となっていただきまして、1つには指導相談活動支援等、ケアマネジャーへのサポート、2つには地域のケアマネジャー同士の連携体制の形成、3つには地域のケア体制の構築支援等を行うものでございます。

これらにつきまして、現在、斑鳩町におきましても地域ケア会議を設けておりますが、

この地域ケア会議の体制を強化していくような内容のものでございます。また、ケアマネージメントのリーダーとなっていただく対象者の方についてであります。現在、社協の方で設置をいたしております期間型の在宅介護支援センターにおります居宅介護支援事業者のケアマネジャー、または地域ケア会議の調整的な役割をいたしていただいております、そのものが想定されるということでございます。先ほども申しましたが、これらの事業についてはまだ状態は厚生労働省の方から実施要綱等が来ておられないわけでございますが、これら具体的な要綱が示された後につきましては、その補助要件等添付させていただいて、町の社会福祉協議会に委託させていただいております住宅介護支援センター、これらと協議をさせていただいて、前向きにこの事業に取り組んでいきたいというように考えております。

平成15年からの介護保険事業計画の見直しということで、平成14年度で見直しを予定をしておるわけでございますが、当町の場合につきましては介護保険運営協議会において、大体5回程度になるものということで考えております。また、今の介護保険事業計画につきましては、老人保健福祉計画もあわせて見直しということでございますので、健康推進課の方で老人保健実施計画の方を検討していただきます会議とあわせて、この介護保険運営協議会の中で、平成15年度からの計画について審議をしていただくということで考えております。よろしく願いいたします。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 ケアマネージメントリーダーにつきましては、課長から説明していただいたんで大体内容もわかりましたけれども、1つには認定審査なんか7町でやっていますし、結構施設的にも7町あたりにまたがって、斑鳩町の方も利用されているような状況もあるし、私はどちらかというと、こういった7町の中でも、今まで事務の環境も比較的、斑鳩町がイニシアチブをとってやってきた傾向がある中で、こういった問題についても、できるだけ斑鳩町が率先して、こういうリーダーを養成していただきたいなという思いが強くあったもんですから、このことについてお尋ねをさせていただいたんですが、広域というとらえ方をしたら、これはどういうふうな考え方になるのでしょうか。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 今回のケア会議の中では、休日診療所の方のケアマネジャーさんが入っていただいておりますが、ケア会議の中を充実させていくということと、それから訪問看護ステーションがなくなりますので、それとあわせて広域の方のケアマネジャーも

入っていただいて、ケア会議の中でケアマネジメントリーダーの養成を受けていただいて、グループのリーダーということでなっていていただく方が一緒に広域の方に入っていただけということになりますので、一応広域7町の中では一部ではありますが、そういうリーダー的なものをその中で多分、在介の社協の方の基幹型の方でマネジメントリーダーの養成の研修をいただいて、その方が中心となってやっていただくということになるわけですが、それとは別に広域7町それぞれ大体持っておられますので、その中でもマネジメントリーダー養成研修を受けられて、そのリーダー同士のまた相互の連携等もされていくものと思っておりますので、先ほども申し上げましたけれども、実際補助的なものがどういうふうな、負担になるかもわかりませんが、町としては積極的にそういう事業を持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 107ページの居宅介護住宅改修給付費が昨年に比べてふえております。それは見越して予算化されたのかなと思ったりもするんですが、高齢になりますと、やっぱり足腰が弱くなりまして、老人が1番けがをするのが多いのが家の中だというふうに使われております。それもおふろとか、そういうところでじゃなくて、居間とかそういった2、3センチぐらいの段差でつまずいてころんで、寝たきりなる原因になったというようなケースが多いというデータもありますし。ですから、この事業に取り組んでいただける予算が昨年に比べまして多くなっておりますので、私は喜ばしいことだなというふうに見させてもらっておりますが、大体住宅改修のこういった支援体制で補助金がもらえるというようなことを高齢者の方々がお住まいのおうちの方々も認識をされているのかどうか。啓発とかはどのよになさっているのかということと、900万円の予算で何件ぐらいを予測されて、このぐらいの金額にされたのかなというふうに思ひますので、わかっていたら教えてください。

○山本委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 住宅改修の高齢者の方へのPRということでございますが、町の広報、それから国におけるそういう広報媒体でお知らせをしておりますが、それ以外に在介の支援センターの方でご相談を受ける分第二慈母園の方、でご相談を受け、また町の窓口でご相談を受ける分等で、本年度は昨年の平成13年度の実績等を見る中で、年間84件ぐらいの見込みを考えております。重複、何回もされる方もございますが、月平均大

体7名ぐらいの方がトイレの改修とか、手すりの取り付けとか段差の解消とかで利用されておられるということを見込んで予算計上させていただいております。

住宅改修については最高限度額が20万円で、1割負担をしていただくということになっております。

○山本委員長 町長。

○小城町長 この関係等については2月でしたか、知事、町長並びに議会の関係の懇談会の中で、島田町長が20万円ではできませんと、せめて100万円ぐらいせんないかんということで知事に言うたら、いやそんな金はとてもございませんということではかれてしまうたので、島田さんも憤慨しておられましたけれど、実際20万円なんかもうちょっとしたかて、20万円ですから、この問題については20万円で、浦口課長が7件ぐらいあるということで、実際そういうことをご利用いただいているけども、実質バリアフリー化していこうと思ったら、やっぱり最低100万円は要と思います。そういうことも知事要望では言うたんですけれども、なかなかそれを聞き入れなかったということもございました。

○山本委員長 喜多委員。

○喜多委員 限度額20万円ということで、本当にカーペットにかえるだけでもそのぐらいかかるのかなと。段差を解消してと思うんですが、手すり、それから階段の解消もエレベーターをつけるところまではいかないでしょうけども、大体住宅の改良ということがイコール高齢者社会の中で寝たきり老人をつくらないという結びつきで、私は1番大事なところであろうと思うんですよ。ですから、今、町長もおっしゃったように、県にそういった働きかけ、また国へ対する施策の問題で、大いに問題提起をしていただいて、末端の地域がまず寝たきり老人をつくらない。快適な老後を過ごしていただいて、十分に余生を味わっていただくという生活を保っていくためには、やっぱり住宅改良であると。特に日本家屋については段差が非常に大きいです。これが今の現状のハウスメーカーとかに行きますと、ほとんどバリアフリーになっております。トイレから居間に行く、マンションでもそうですが、十分に解決が。これだったら車いすでも十分というような住宅形成になっておりますので、これから住宅改良というのは大変お金がかかることですが、そういった方向で高齢社会に向けた対策ということでお考えいただきたいと要望しておきます。

○山本委員長 ほか委員さんの方からありますか。よろしゅうございますか。

では、ないようでございますので、これをもちまして介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第23号 平成14年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。辻部長。

○辻上下水道部長 それでは、平成14年度斑鳩町水道事業会計予算について、まず議案書から朗読させていただきます。

議案第23号 平成14年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年3月1日 斑鳩町長 小城利重

それでは、まず1ページをお開き願います。予算書から説明をさせていただきます。

平成14年度斑鳩町水道事業会計予算について

(総則)第1条 平成14年度斑鳩町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条でございます。業務の予定量は次のとおりです。

1、給水戸数では9,718戸でございます。前年に対しまして、121戸の増であります。

2、年間給水量では362万立方メートル、前年に対しまして、12万立方メートル、率にして3.2%の減であります。

3、1日平均給水量9,918立方メートル、前年に対しまして、328立方メートルの減であります。

4、主要な建設費7億6,900万4,000円、前年に対しまして、4億6,520万2,000円の増で、これは第1浄水場整備事業、上水安全対策事業及び管路近代化推進事業での老朽管と公共下水道工事等、公共受託工事、取水井戸整備の工事費等の総額であります。

次に、(収益的収入及び支出)第3条でございます。収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。この収益的収入につきましては、それはその年の企業経営活動に伴い、発生することが予定されるすべての収益と、それに対応するすべての費用が現金収入のあるなしにかかわらず計上されるもので、その執行結果がそのまま損益計算書にあらわれるものであります。

まず収入で第1款 水道事業収益では8億5,667万8,000円で、前年に対しまして、181万7,000円の増額であります。第1項 営業収益8億1,761万6,000円。第2項 営業外収益3,886万2,000円。第3項 特別利益で20万円。

支出、第1款 水道事業費で8億9,365万円で、前年度に比べ、319万6,000円の増額であります。第1項 営業費用7億9,327万8,000円。第2項で営業外費用8,957万1,000円。第3項 特別損失85万1,000円。第4項 予備費で1,000万円。

その結果、営業収支では3,697万2,000円の支出超過となり、消費税を差し引いた実質赤字になり赤字額は5,481万7,000円となり、この金額を繰越剰余金及び損益勘定留保資金で補てんしていきたいと考えております。

次に、2ページをお願いします。(資本的収入及び支出)の部でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。資本的収入額が資本支出額に対し不足する額3億5,578万5,000円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんするものです。これは主として建設改良に関する資金の収入でございます。収入で第1項 資本的収入4億9,720万2,000円で、前年に比べ2億9,316万3,000円の増額で、第1浄水場及び整備に伴います企業債、補助金及び出資金が主なものであります。第1項 企業債1億4,380万円。第2項 補助金で8,029万1,000円。第3項 工事請負費で1億341万1,000円。第4項 出資金で1億6,970万円。

支出、第1項 資本的支出8億5,298万2,000円で前年度に比べて4,736万2,000円の増額であります。第1項 建設改良費7億6,900万4,000円。第2項 企業債償還金で8,398万3,000円。

(継続費)といたしまして、第5条で継続費の総額は、及び年割額は次のとおりとする。

これは第5次拡張工事変更事業といたしまして、第1浄水場を13年度、14年度2カ年継続事業として整理いたしております。現施設を稼働しながら施行することから、場内の配水管、電気計装設備等の切りかえを北、東配水池及び県の治水池のとりこぼちを行い、現在、生物接触ろ過機及び活性炭ろ過機の基礎工事分の施工をいたしており、安全面に十分配慮しながら、平成14年度末完成に向け、努力しているところであります。表の説明は省略させていただきます。なお、財源内訳につきましては、16ページ

の継続費に関する調書に記載しておりますので、ご参照をお願いします。

次に、3ページをお願いします。

(企業債)第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりとする。これは第1浄水場整備事業債の借り入れで表の説明は省略させていただきます。

(一時借入金)につきましては第7条で一時借入金の限度額は1億円とする。

(議会の議決を経なければ、流用することができない経費)第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち、他の経費の金額もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またこれら以外の経費の金額をこれらの経営の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1といたしまして、職員給与額で1億652万3,000円。交際費で10万円。

(他会計からの補助金)第9条 高料金対策として企業債利息に充てるため、一般会計からの会計補助を受ける金額は2,136万9,000円です。これは第4次拡張事業の償還金の3分の1を一般会計から補てんしていただくものであります。

4ページをお願いします。

(資産の購入限度額)第10条 棚卸し資産の購入限度額は700万円とする。

これは計量器及び管財の購入の限度額でございます。

次に、(重要な資産の所得及び処分)第11条 重要な資産の所得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、取水、配水設備、配水管整備等、上水設備、上水場整備等、取水設備、取水井戸整備等。

平成14年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、22ページ以降の平成14年度斑鳩町水道事業会計予算の説明書により、説明をさせていただきます。22ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の収入の部の第1款 水道事業収益、第1項 営業収益でございます。営業収益では8億1,761万6,000円で、前年度に比べて830万6,000円の減額であります。

第1目 給水収益とありますが、いわゆる水道料金収入で7億9,999万5,000円で前年度に比べて933万5,000円の減収となっております。その内容であります、年間総給水量を前年度に比べて3.2%減の362万立方メートルと見込み、そのうち、



自己水129万立方メートルで不足水量を県営水道に依存することし、県営水量の受水量を233万立方メートルといたします。その結果、県営水道への依存率は64%で、前年度に対しまして1ポイント減であります。前年度は65%ということでございます。また、有収率を前年度は90%でございましたが、2ポイント増加して92%とし、年間有収水量を333万立方メートルと見込んでおります。年間総給水量の積算につきましては、その年の気象状況と経済社会活動の変化にも大きく左右されますが、過去の実績、人口の伸び等を勘案しながら、口径別の使用水量実績を分析し、見込んだものであります。長引く不況等の影響で、大口需要化については依然と減少傾向となっております。一方、一般家庭用についても節水意識等により、節水器具の普及、核家族化等により減少傾向にあります。

次に、23ページをお願いします。

第2目 受託工事収益では前年度に比べ31万5,000円増額の220万5,000円の計上で、これは消火栓設置工事費等であります。

第3目 その他営業収益では、前年度に比べて71万4,000円増額の1,541万6,000円の計上で、公共下水道工事に伴う布設替工事で、手数料及び雑収益は増額であります。給水装置の新設に伴います給水負担金は減額であります。

第2項の営業収益では前年度に比べて、1,002万3,000円の増額の3,886万2,000円の計上で、預金利息及び他会計補助金は減額となっておりますが、第1浄水場に伴う消費税の還付金及び試験運転電気の軽減によるものであります。

第3項 特別利益では20万円の計上であります。

次に、24ページをお願いします。

支出の部の第1款 水道事業費用、第1項 営業費用では7億9,327万8,000円で、前年度に比べ、1,814万2,000円の増額であります。

第1目 原水及び浄水費では前年度に比べ、1,000万9,000円の減額で、4億4,903万6,000円で、主な内容につきましては25ページの第14節の修繕費で550万円の増額であります。第18節の受水費で総給水量の減により、原水からの受水量が前年に対し、10万立方メートル、1,522万5,000円の減額であります。

次に、第2目の配水及び給水費であります。これは配水及び給水管に係る設備の維持管理に関する経費で、前年度に比べまして、954万9,000円減額の7,723万円で、主に26ページ、第10節の委託料及び第12節の修繕費であります。なお、有収

率の向上につきましては、今日までご指摘をいただいております、漏水箇所の早期発見に努め、その対策を講じることから昨年度に引き続き、漏水調査の委託として1,000万円を計上させていただいております。

第3目 受託工事費では、228万5,000円の計上で、主に消火栓設置工事費であります。

次に、第4目の総係費でございますが、これは経常的経費で前年度に比べ、167万2,000円の増額で7,709万円で、主に人件費、経常的経費で、節減に努めたところによるものであります。

次に、28ページをお願いします。

第5目 減価償却費では3,582万4,000円増額の1億8,734万8,000円で、これは第1浄水場整備によるものであります。

第6目の資産減耗費で13万円。第7目のその他の営業費用で15万9,000円。

続きまして、第2項の営業外費用であります。前年度に比べて1,625万3,000円減額の8,957万1,000円で、高料金対策として一部繰上償還したことにより、減額をしております。

第3項の特別損失では80万1,000円の計上であります。これは平成8年度分の水道料金未収分等ということで計上させていただいております。

第4項 予備費では1,000万円の計上であります。

次に、29ページをお願いします。

第1款 資本的収入では前年度に比べて2億9,316万3,000円増額の4億9,720万2,000円で、第1浄水場整備事業及び管路近代化推進事業によるものであります。

第1項 企業債では、前年度より8,190万円増額の1億4,380万円。

第2項 補助金では、8,029万1,000円。

第3項の工事負担金では、前年度に比べ、4,230万2,000円増額の1億341万1,000円で、これは加入分担金は減収であります。公共下水道工事に伴う工事負担金で前年度に対しまして、5,012万4,000円の増額となっております。

第4項 出資金では、前年度に対し、1億790万円増額の1億6,970万円の計上であり、これは第1浄水場に伴う一般会計からの出資金であります。

次に、30ページをお願いします。

支出の部であります。第1款 資本的支出の第1項 建設改良費では前年度に比べて、4億6,520万2,000円増額の7億6,900万4,000円の計上であります。

第1目の浄水場整備事業費では前年度に比べまして3億7,003万3,000円増額の5億1,409万7,000円で、平成15年3月末完成に向けた第1浄水場の整備事業費であります。

第2目の配水設備改良費では、前年度に比べて5,419万3,000円増額の1億9,214万4,000円の計上であります。公共下水道事業等公共受託工事有収率向上安全給水対策として上水安全対策事業及び管路近代化推進事業として、石綿管、セメント管等、老朽管の整備に努めていきたいと考えております。

第3目の浄水場設備改良費では、前年度に対しまして875万円増額の1,575万円の計上で、三井浄水場のろ過池の等の整備と、施設安全対策費であります。

第4目 取水設備費では前年に対し、3,230万5,000円増額の4,635万5,000円の計上で、これは渇水対策として取水井戸の新設工事費と延命化を図るための整備費でございます。現在、使用している取水井戸に対する補償金を計上させていただいております。

第5目の営業設備費では65万8,000円の計上で、量水器の購入費用であります。量水器については競争入札を取り入りながら、経費節減に努めております。

また、31ページをお願いします。第2項 企業債償還金では、前年に対しまして826万円増額の8,398万3,000円の計上であります。

以上で、14年度斑鳩町水道事業会計予算の概要説明とさせていただきますが、今後ともより一層の経営の合理化に努め、最小の経費で最大の効果を上げ、安全で安定した水道供給に向け、努力してまいる所存でありますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○山本委員長 水道事業会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

松田委員。

○松田委員 ちょっと説明をしてほしいんですけど、水道事業会計特別会計、23ページの収入のところ、上から2番目ですが、給水工事収益というのがありますね。157万5,000円。消火栓の設置工事費ということなんですけども、この費用というのは一般会計からの関係とは違うんですか。

○山本委員長 御宮知課長。

○御宮知上水道課長 157万円5,000円についての収益の分でございますが、消火栓の設置費用として見ているものでございます。一般会計から入ってくるの見込んでいます分です。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 一般会計で消火栓の設置工事負担金の関係というのは、私は質問しましたように、70万円組んでいるわけですね。そしたら金額が合わないし、一般会計からの面で、この水道会計の面で書いてある。何かちょっと足すものがあるんでしょうかな。消火栓などと言い切っているからね。消火栓ということで、この差はどうなるんでしょうか。一般会計の方で説明してくれても結構ですし、どっちでも結構ですけど。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 一般会計の消防費のところですが、一般会計の予算書の152ページでございます。こちらの方で消火栓の設置工事負担金70万円、これを見ております。

○山本委員長 若干休憩します。

(午後 4時07分 休憩)

(午後 4時45分 再開)

○山本委員長 それでは再開いたします。

会議時間を18時まで延長いたします。

それでは、先ほどの松田委員からの質問に対する答弁を求めます。

西本課長。

○西本総務課長 申しわけございません。再度、私の方から説明をさせていただきます。

まず、一般会計予算書の152ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの第3目消防施設費の第19節負担金補助及び交付金のところでございます。こちらの方の消防施設整備事業等補助金273万1,000円。そして消火栓設置工事負担金70万円を計上いたしておりますが、先ほど水道事業会計の収益の分で給水工事収益157万5,000円とこの負担金の整合性でございます。まず、この水道の方でやっていただきます157万5,000円の中に、まず消火栓設置工事負担金、一般会計の方の消火栓設置工事負担金70万円が含まれております。残り87万5,000円につきましては、その2つ上の消防施設整備事業等補助金273万1,000円の中に含んでおります。この補助金の性質を申し上げますと、この消防施設整備費事業等補助金には、消

火栓設置にかかります補助、そしてホース購入に係ります補助、あとスタンドタイプハンドル機等、そして器具格納箱に係ります補助、そしてあと自治会で消防用の小型ポンプ等を購入する際に、こういった補助金を自治会等に補助をしてまいります。この中で消火栓を1基設置することを含んでおりまして、この金額と、先ほど申しました消火栓設置工事負担金70万円、これを合わせまして水道の方で157万5,000円を見込んで収入として計上しているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 87万5,000円の関係は補助率がこうなっているという関係を言わなんだら、また質問せんなりませんやろ。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 先ほどの消防施設整備事業等補助金のこの補助金につきましては、自治会に交付するものでございますけども、これにはそれぞれ補助率がございまして、消火栓につきましては今、消火栓の設置に係ります費用の4分の3を自治会に対して補助いたしております。4分の1につきましては地元自治会が負担をするということになっております。

あとホース、それから格納箱、そしてスタンドパイプ等、消防器具については3分の2です。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 これは単に数字合わせで、水道の方であがっていたのですが、たまたま一般会計の審議の際に、消火栓の関係が70万円をお聞きしているんですけどね。もう少し、補助金の関係はそれにかかわることが入っているなら、本来説明をされてもいいんじゃないですか。そして一般会計から水道会計に繰り入れるということじゃないかと思う。もしそうでないなら、消火栓設置費負担金というのを補助負担金及び補助金の下へ書いて、70万円で上げるんじゃないしに、その分を合わせた関係で同じように書いてくれた方が、見たときに他で設置するところ、いわゆる補助の関係があるんやなということがわかるわけやからな。そういう記載の仕方をしてくれれば、そのことだけについてはわかる。

これは随分前から言っているし、そのままずっと通されていっているように僕は思うんですけど、4分の3の町の関係と、4分の1の自治会の負担の関係について、しかも

消防の関係で、私設消防団ということをやっているからこういう状態を言っているのですが、常備消防があり、私設消防があって、その関係で、こういう補助のあり方というものがやっぱり町として持続させていかんなんべきか。1つの範囲も決めているわけですし、そういう関係があるとするなら、僕はこういう消火栓なんかについて地元負担をせえと。割に金額が高いわな。だからそういうことで皆欲しいということはあるんかわからんけどね。補助のあり方について考えてみてほしいと思うんです。町の財産になっている関係で自治会が負担をしてやるというような格好について、この頃そんなに少ないと違うかな。それこそそういう問題点の解消をそれぞれして行って、町がやってきたのではないのでしょうか。これはほんまに博物館入りくらい古い話です。こういう関係の現象というのが、話が余談になりますけど、例えば日ごろ皆さんもご苦労をかけている道路関係がそうです。金が町はないと。だから地元負担せえと。負担してやらせてもらったと。町は補助やというて、あとしりふきせんと地元や地元やとこうなる。それと同じことになってますな。これも消火栓の関係も結果的には地元負担と言いながら、全然地元のものになってない。付けてもらっただけのことになっている。そういうことのやり方が正しいのかどうか。僕は検討してみしてほしいと思いますので、こういうのについてどうなるかは別にして、やっぱりそういうふうにせんと一つの踏ん切りがつかんというならそれで結構です。検討してみてください。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 ただいまおっしゃったことにつきましても、やはり管理は町はやっておりますことから見ても、負担についてどうしていくべきかということもありまして、今おっしゃることにつきましても、町の方で検討してまいりたいということでさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○松田委員 水道の方によろわびといてくれよ。終わります。

○山本委員長 それでは引き続き、ご質問をお受けしてまいります。よろしいですか。

松田委員。

○松田委員 去年までもいろいろ議論してきたと思うんですけどね。水道料金の改定問題をめぐって、いろいろ議論をされて、もう検討時期やということ言ってきた経過があると思うのですが、自己水との関係とのからみ合わせもあるというようなことも言いながら、いろいろ検討させてもらった。こういう経緯があると思うんですけども、今検討しなきゃならんというふうなことを考えているのか。当面措置を考えられるということ

になるのか、これについてちょっと答えてもらえますか。

○山本委員長 町長。

○小城町長 いずれにいたしましても、大滝ダムの関係等で県水等が値上げをされるという予告が出てまいりますと、そういうことも踏まえた中で、改定にしていかなざるを得ないだろうと思いますけれども、今当面は現状的に、値上げはしばらく、3年に1回ということもございますけれども、昭和61年から2年前に改定をさせていただいて、そのことについて大滝ダムの関係等が県がある程度の整理ができてまいりますと、そういうことの実態に見合ったことになるとと思いますけれども、当面は値上げの考えはございません。

○山本委員長 ご質問ございますか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして水道事業会計予算に対する質疑を終結をいたします。

これをもちまして、当委員会に付託されました一般会計及び各特別会計予算の審査を終わります。

審査結果について取りまとめをさせていただきたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

(午後 4時55分 休憩)

(午後 5時10分 再開)

○山本委員長 それでは再開をいたします。

議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算については、賛否の討論を必要とするとの申し出がございますので、これより討論を行います。

まず、本案を原案どおり可決することに反対の方の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 それでは、平成14年度一般会計につきまして反対の立場での意見を述べさせていただきます。

この予算を検討する中で、町民にどれだけの公租公課を義務づけることとするのか、その見返りにどんな行政サービスを提供し、住民福祉の向上に努めることにするのか、というような視点を持ちまして、勘案した意見を述べさせていただきます。

まず、今年度、14年度の予算編成に関しまして、評価できるものもあるということもまず最初に述べさせていただきたいと思います。それと、これまで私がいろいろ述べ

てまいりました職員の資質向上についても努力をされてきているということもよく見えるということも、まず最初に述べさせていただきます。

けれども、その住民サービスという中で、これまでの流れを見させていただきますと、住民の負担はどんどんふえてきているということをもまず述べさせていただきたいと思えます。

そして、本年度で組まれている予算の中から見 ていきますと、十分な議論や説明もな いまま、国民総背番号制への道となるシステム構築に多額の増資となっている。その反面、磁気カードを導入するとき、既にその先にあるであろうこの問題には触れずに、 決行してきた経過がございます。また、このカードなどのシステムについては考え直し ていかなければならなくということ。

そしてまた、2点目にはISOの認証取得については、よい取り組みだとは思って おります。けれども、お金も時間も多く要すること、そして突然のように補正予算まで組 んで、慌てたように出されてきたという経過の中で、私自身も総合計画をもう一度きち んと見直しをさせていただきました結果、環境保全の推進という項目で見させていただきます と、どちらかと言えば環境アセスメントについては実施という言葉を使って重複 して出てきております。けれども環境マネージメントシステムにつきましては、構築を 図るとだけされていたのに、総合計画実施の動向や考え方が、これだけではないんです けれども、総体的に見てよく理解ができない部分が出てまいります。

そして、3点目につきましては、JR法隆寺駅駅舎を含む周辺整備の基本構想調査設 計で1,000万円と予算に上げられていますが、JRの駅舎についても町の負担となる のかということが疑問に感じられておりました。また、その反面、法隆寺駅北口の駅員 の無配置時間拡大で、昼間7時間も人がいないということでも、事前に町の方へも情報 を提供し、その影響について心配だと言っておったのですが、JRの考え方についても お尋ねをしましたけれども、説明のできないという状況であるというふうに理解をして おります。

このことにつきましても、町長の提出議案説明では、JR法隆寺駅舎のバリアフリー 化に対する住民ニーズが高まってきておるといような形で、その住民の要請にこたえ るために、JR法隆寺駅周辺の道路整備を含む駅舎の整備ということで調査をしたいと、 計画を策定したいということで説明がなされておったというふうに思うんですが、その ことにつきましても、非常に大きな矛盾を感じています。JRの駅舎の改築の調査設計



分の問題であるとか、またバリアフリー化の問題、町とJRとの関係の中で、非常に協議ができる状態にないのではないかというふうな懸念をいたします。

そして次には、介護保険の利用料などで、国が減免をなささいという分につきましては、一般会計で処理をされておられますが、介護度が高く、利用を差し控えている人の実態を十分に把握して、幾ら国や制度の中でするものと言えども、現実的に制度がスタートしたために、介護度が高いにもかかわらず、保険料も払っているのにサービスが受けられないという、人権にもかかわるような事態が起こっていないか、常に意識を持ち、事務に当たるべきではないかというふうに考えます。

また次ですが、町長の施政方針の7つの柱の7番目に出てきております市町村合併の問題につきましては、社会経済状況、世論、財政状況などの問題を考えるときに、市町村合併に消極的になる理由はないというふうに述べられておられますが、これまで私も含めてたくさんの方が一般質問をさせていただいている中で、答弁している内容につきましては、そのときどきで変化をしているように思います。住民にとって、この問題がどんなメリットがあるのか、またデメリットがあるのか、そして住民がこの問題をどう考えているのかということ、やはり住民の視点の論議を進めることなく、この問題を考えることができないというふうに考えています。

そして、もう1つは2002年3月までの特例措置であったペイオフが解禁となることでも、14年4月からは定期預金、貯蓄預金など、そしてまた15年4月から当座預金、普通預金などが解禁となります。このことにつきましても、専門家を含めて地方自治体全体の大変な問題として、もっときちんと考え方を示していただきたいと思っておりましたが、なかなかまだ十分にそこまで至っていないという状況の中で、少し心配をしているところです。

7点目になりますが、リストラ、倒産、また就職できないなどで、失業している人を何とか少しでも意欲を持って働いてもらおうと、緊急雇用対策の事業については、もっと積極的に取り組んでいただきたいと考えておりました。失業保険の制度も変わりますので、失業された働く意欲のある方につきましてはの活用は積極的にやっていただきたいと思っております。

いろいろ見ていきますと、国で決まったことだからと、斑鳩町は率先して追随している傾向にあるところがたくさんあらわれている。そしてまた、地方分権と言いながらも、中身や体質、システムがほとんど変わることなく進んでいってしまっている。上からの

指示待ちというような状況にあるということは指摘をさせていただきたいと思います。

また、積み残した問題をどうしていくのか、将来的に起きる問題を見据えて予測をして、どう対応しようとするのか、自分たちのつくった計画に沿って、どのように目標を達成していくのか、単年度では片づけられない長期展望と過去の実績から、今は何をすべきかという視点が往々にしてずれるときが見られるように感じられます。

最後に、そういったことから、三代川、駅前開発、墓地問題などのような、これまでいろいろな懸案の事業がございましたが、今後も、これらの事業に関しまして、最大の努力をしていただきたいということを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○山本委員長 それでは次に、本案を原案どおり可決することに賛成の方の意見を求めます。

吉川委員。

○吉川委員 平成14年度斑鳩町一般会計予算に賛成する立場から意見を申し上げます。

最近の社会経済情勢はご承知のとおり、非常に厳しい状況にあります。こうした中で、国の予算及び各地方公共団体の予算は歳入は確保ができない状況にあります。福祉事業、教育関係、及び公債費、人件費などの経常的な需要にこたえる必要がある緊縮型の予算を計上されております。

本町の状況につきましても、歳入では町税が景気の悪化による厳しい状況により、前年度予算を下回っており、利子割交付金についても、一時的な増収が終了したこともあり、大幅な減額となっております。また、地方交付税はその原資となる国税収入の落ち込みにより、国全体の総枠で2年連続で減少しており、本町においても、増額は到底期待できない状況にあります。

このような状況であります。男女共同参画社会の推進、児童への福祉対策、高齢者、障害者などへの福祉介護並びに医療対策への対応、さらには平成14年度から県より事務移管による精神障害者への対応にも取り組まれているところ、環境保護に対する意識の高揚を図るため、ISO14001の認証取得も目指されています。一方、都市計画道路などの社会資本の整備として、いかるがパークウェイ、法隆寺線、町営住宅の建設に鋭意取り組まれておられます。また、景観保全対策として法隆寺藤の木線の整備等、景観作物栽培の充実も図られています。また、土地開発公社の健全化を目指し、長期保有地の解消にも努められています。

このことから、町は第3次総合計画の実現に向けて、現実に進められていると考えます。しかしながら、今回の予算審査特別委員会で各委員からは、さらなる町の前進を期待し、個々の事業名は省略いたしますが、各事業についてさまざまな角度から意見を述べられ、改善の要求もされています。また、特定の事業につきましては、担当常任委員会において一層の議論を提起もされております。また、都市計画事業整備基金の使い道については、この基金の趣旨を十分認識した財政運営も述べられています。理事者におかれましては、各委員から意見を出されましたことについては、真摯に受けとめられ、平成14年度の事業に邁進されることを申し述べておきます。

以上のことから、町は険しい財政状況の中で、住民のニーズにこたえるため、最善の努力をされ、予算を編成されており、私としては平成14年度斑鳩町一般会計予算に賛成するものであります。各委員におかれましては賛同をお願い申し上げまして、私の意見と賛成意見とさせていただきます。

○山本委員長 本件につきましては、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長 ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算につきましては、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、お諮りをいたします。

本件につきましては、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、お諮りをいたします。

本件につきましては、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、お諮りをいたします。

本件については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、お諮りをいたします。

本件については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、お諮りをいたします。

本件につきましては、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成14年度斑鳩町水道事業会計予算について、お諮りをいた

します。

本件については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成14年度斑鳩町水道事業会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

以上を持ちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、両日の審査の結果報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにとりはからせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、町長よりごあいさつをお受けいたします。

町長。

○小城町長 昨日の7日、8日、2日間にわたりまして、慎重審議いただきまして、議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算について、原案どおりご承認賜りました。また特別会計につきましても、満場一致でご承認いただきました。

いろいろとご意見を賜りました。この関係等については、今回予算委員会でご指摘をいただいた内容等については予算の関係等について、職員のおのおのがもう少し研究する必要がある。特に透明度を高めるという中で、わかりやすい資料を提出することが大事ではなかろうか、そういうことについて、審議をしていただく中では、資料が一番大事であろうと思いますし、またその予算項目の中には、説明の中でわかりやすく透明度を高めるためにも、そういうことも大事なことだろうと思います。

いずれにしましても、この目的税である都市計画税の関係等についても、いろいろと議論いたしました。そういうこともお互いに勉強させていただいて、よりよい予算執行をしていくことが一番大事であろうと思いますし、我々に課せられた問題は、皆さんから2日間にわたっていろいろなご意見をいただいた中で、これからまた、4月から執行するわけですが、予算を通していただいたという中で、これから執行についてもなお一

層、厳しく気を引き締めていくことが一番大事であろうと思います。いずれにいたしましても、皆さん方の温かいご審議をいただいた中で、原案どおり承認賜りましたことを厚くお礼を申し上げまして、終わりのあいさつにかえさせていただきます。

○山本委員長 皆さん方には、昨日から2日間にわたり、熱心な審査を賜り、本当にありがとうございました。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

(午後 5時30分 閉会)

□